第３期宇陀市
子ども・子育て支援事業計画

未来へはばたくすべての子どもを守りはぐくむ
夢と笑顔あふれる安心のまち　宇陀市

令和７年３月　奈良県　宇陀市

こどもまんなか社会の実現に向けて

宇陀市では、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「宇陀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2期にわたって計画的に推進してまいりました。

第1期計画では、地域の実情に応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供および地域の子育て支援に関する取り組みを進め、第2期計画では新たに基本理念を定め、子どもの視点に立った子育て支援を推進するとともに、地域社会全体の支えによる子育て環境の充実に取り組みました。

第1期および第2期計画での取り組みの成果と課題を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るために、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、令和5年4月に施行された「こども基本法」や令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」に基づき、子どもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子どもの命や安全を守る施策を強化し、子どもの視点に立って、様々な課題に適切に対応するための体制整備を目指しています。

また、令和6年4月には「児童福祉法」が改正施行され、こども家庭センター設置の努力義務化、子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援拠点事業といった新たな地域子ども・子育て支援事業が追加されることに伴い、さらなる子育て家庭への支援施策の充実に努めてまいります。

最後に、アンケート調査やワークショップにご協力いただいた保護者の皆様、小・中学生の皆様、そして本計画の策定に際して貴重なご意見を賜りました「宇陀市子ども・子育て会議」委員の皆様および関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

宇陀市長　金剛 一智

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
　１　計画策定の背景と趣旨 1
　２　計画の位置づけ 2
　３　計画の対象 3
　４　計画の期間 3
　５　策定体制 3
　６　子ども・子育て支援法の改正概要 4
　７　児童福祉法の改正概要 5

第２章　子どもを取り巻く状況 6
　１　人口の動向 6
　２　家庭の動向 11
　３　教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の状況 15
　４　アンケート調査の結果 17
　５　第２期計画の評価検証 28

第３章　計画の基本的な考え方 37
　１　基本理念（めざす姿） 37
　２　基本的な視点 37
　３　重点施策と施策体系 38

第４章　重点施策 40
　重点施策１　すべての子どものいのちや権利を守る取り組みの推進 40
　重点施策２　親子の成長を保障する取り組みの推進 45
　重点施策３　楽しみながら子育てができる環境づくりの推進 54
　重点施策４　支援を必要とする世帯への支援の充実 60

第５章　子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策 64
　１　教育・保育提供区域 64
　２　見込み量算出の基本的な考え方 64
　３　児童人口の推計 65
　４　教育・保育給付事業・サービス量の見込み及び提供体制 66
　５　乳児等通園支援制度の量の見込み及び提供体制 76
　６　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制 77

第６章　計画の推進に向けて 92
　１　計画の進行管理 92
　２　国・県等との連携と広域調整 92

資料編 93

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

我が国の出生数は、令和５年で 72 万 7,288 人と統計開始以来最少となり、予測を上回る速度で少子化・人口減少が進行しています。また、コロナ禍の到来による子どもや若者、家庭をめぐる様々な課題が深刻化しており、次の時代を担う子どもが安心して育つことができる環境、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国においては、子ども・子育て支援として、平成 27 年４月に施行された「子ども・子育て支援新制度」のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進してきました。特に、全国的な課題となっていた待機児童については、「子育て安心プラン」（平成 29 年６月）等に基づき保育の受け皿整備が進められ、令和５年４月現在、全国の８割以上の自治体で待機児童が解消されています。また、令和２年 12 月に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」では、長年の課題である少子化対策を大きく前に進めるため、不妊治療への保険適用の早急な実現、待機児童の解消に向けた新たな計画（「新子育て安心プラン」）の策定、男性の育児休業の取得促進といった少子化対策が総合的に示されました。一方で、少子化の進行や人口減少は歯止めがかかっておらず、令和４年度には児童虐待相談や不登校の件数が過去最多となるなど、子どもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした状況を踏まえ、令和５年４月に「こども基本法」が施行、令和５年 12 月には「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」の３つの大綱が一元化された「こども大綱」が閣議決定され、子どもを産み育てやすい環境の整備を加速化するとともに、子どものいのちや安全を守る施策を強化し、子どもの視点に立って、子どもをめぐる様々な課題に適切に対応するための体制整備が進められています。また、令和６年４月には「児童福祉法」が改正施行され、こども家庭センター設置の努力義務化、子育て世帯訪問支援事業や、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業といった新たな地域子ども・子育て支援事業の追加などが示されました。

宇陀市（以下「本市」という。）においては、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「宇陀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、２期にわたって、その計画的な推進に取り組んできました。

「第３期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、また、前回計画である「第２期宇陀市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第２期計画」という。）の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保すること、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定しました。

2　計画の位置づけ

（1）法令等の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第六十一条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は次世代育成支援対策推進法第八条に基づく「宇陀市次世代育成支援行動計画」を一体的に策定するものとします。また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第２項に基づく市町村子どもの貧困対策計画としても位置づけます。

（2）各種計画等との関係

本計画は様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進めるため、最上位計画である「第２次宇陀市総合計画（平成 30 年度～令和 11 年度）」をはじめ、関連計画との整合を図ります。

また、奈良県が策定する「奈良県こどもまんなか未来戦略」等との整合を図り、子ども・子育てに関する各種施策及び事業を実施します。

■関連計画等との関係図

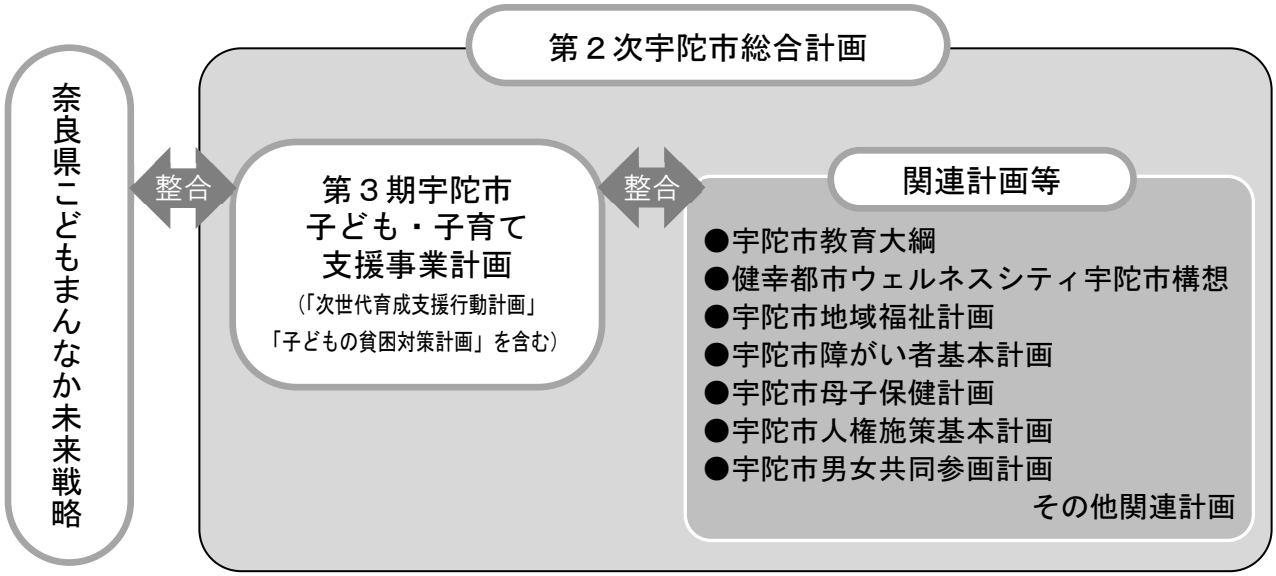

3　計画の対象

本計画は、おおむね 18 歳未満の子どもとその家庭を対象とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、保育園、幼稚園及び認定こども園と学校、事業者等も対象とします。

4　計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。また、計画期間内であっても、必要に応じて適宜、計画の見直しを行います。

■計画の期間

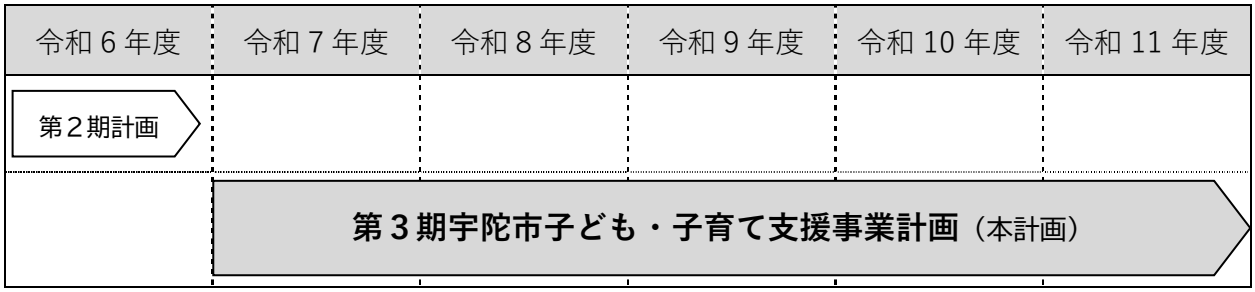

5　策定体制

本計画の策定にあたっては、幅広い意見に基づく検討を行うため、市民、学識経験者、子ども・子育てに関する機関・団体等で構成された「宇陀市子ども・子育て会議」において、計画内容の審議を行います。

さらに、子どもやその保護者、その他の関係者の意見を把握すべく、各種アンケート調査やワークショップによる意見を基礎資料としつつ、パブリックコメントにより、広く市民の意見を求めて策定します。

6　子ども・子育て支援法の改正概要

令和６年６月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立しました。この改正法により、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」「共働き・共育ての推進」等の施策が推進され、これらの給付等を支える財政基盤として子ども・子育て支援金制度等が創設されることとなりました。

こども未来戦略（加速化プラン）に基づく給付等の拡充

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

● **児童手当の抜本的拡充：**
全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化。
・所得制限を撤廃　・高校生年代まで延長　・　第３子以降は３万円　・　支給回数年６回

● **妊婦のための支援給付の創設：**
下記記載の「妊婦等包括相談支援事業」と 10 万円相当の経済的支援を効果的に組合せ、実施。

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

● **妊婦等包括相談支援事業の創設：**
妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う「妊婦等包括相談支援事業」を新設。様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる。

● **産後ケア事業の提供体制の整備：**
令和３年度から努力義務化された産後ケア事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付け、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を推進。
・市町村は子ども・子育て支援事業計画で量の見込みと提供体制の確保の内容等を定めることが必要。

● **乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設：**
０歳６か月から満３歳未満の保育園等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み。令和８年４月に給付化・本格実施。

● **ヤングケアラーに対する支援の強化：**
国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象として子ども・若者育成支援推進法に明記。

● **教育・保育施設経営情報の継続的な見える化の実現：**
幼稚園・保育所・認定こども園等の設置者は、教育・保育施設の経営情報を毎年度都道府県知事に報告、都道府県知事は、設置者から報告された経営情報を公表することが求められる。

● **児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ：**
生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第３子以降の児童に係る加算額を第２子に係る加算額と同額に引き上げる。

3. 共働き・共育ての推進

● **出生後休業支援給付：**
子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合、28 日間を限度に支給。

● **育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）：**
２歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合、支払われた賃金額の 10％を支給。

● **育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設：**
自営業・フリーランス等の国民年金第１号被保険者について、その子が１歳になるまでの期間の国民年金保険料免除措置を創設。

⇔ 給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備

給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進（子ども・子育て支援金制度の創設等）

資料：子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）の概要

7　児童福祉法の改正概要

令和６年４月に児童福祉法等の一部を改正する法律が一部施行されました。この法律改正は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的としています。

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

●市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。

●訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

●児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上

●一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

●困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

●児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

●障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22 歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備

●児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

●児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から７日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

●児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版 DBS）の導入に先駆けた取組強化）等

●児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

資料：児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 66 号）の概要

第２章　子どもを取り巻く状況

１　人口の動向

（１）人口の推移

①総人口

総人口は減少傾向が続いており、令和６年４月１日現在で 27,094 人となっています。

また、年齢３区分別人口をみると、年少人口（０～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向、高齢者人口（65 歳以上）は横ばいから減少傾向にあります。年齢構成比については、年少人口・生産年齢人口割合が低下傾向にある一方、高齢者人口割合は上昇傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■年齢３区分別人口の推移

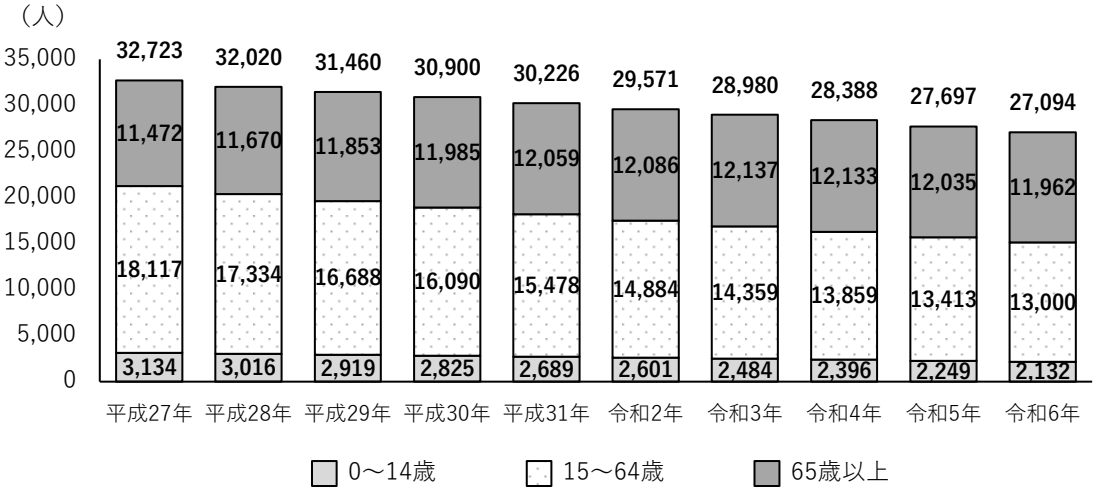

資料：宇陀市「住民基本台帳人口」（各年 4/1 時点）

■年齢３区分別人口構成比の推移

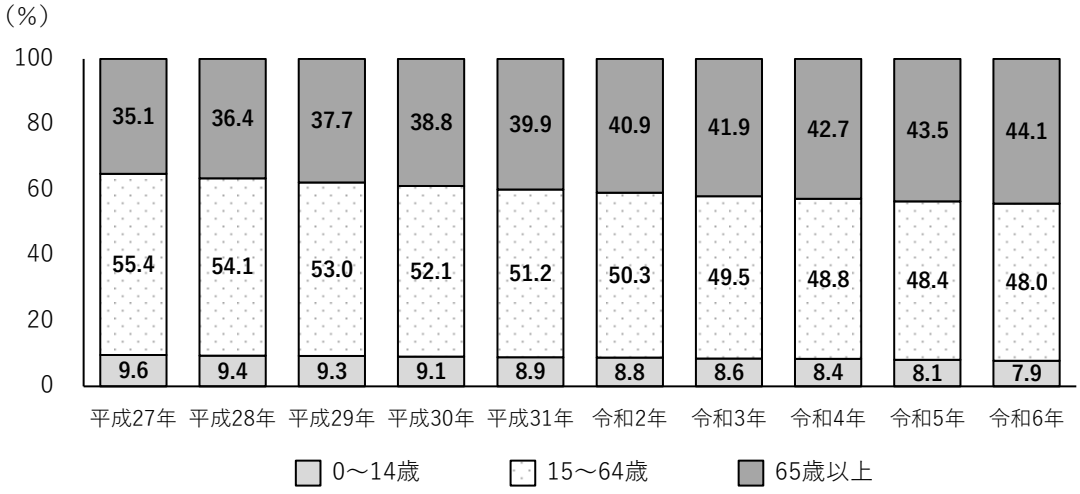

資料：宇陀市「住民基本台帳人口」（各年 4/1 時点）

②児童数

11 歳未満の児童数の動向をみると、年々減少傾向にあり、令和６年４月現在、就学前児童は 585 人、就学児童は 984 人で、計 1,569 人となっています。

■就学前児童人口の推移

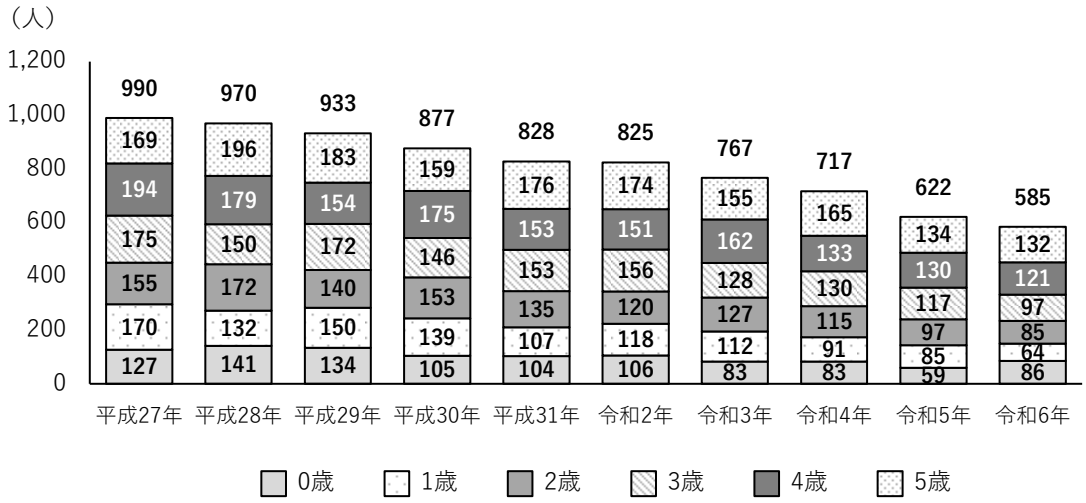

資料：宇陀市「住民基本台帳人口」（各年 4/1 時点）

■就学児童人口の推移

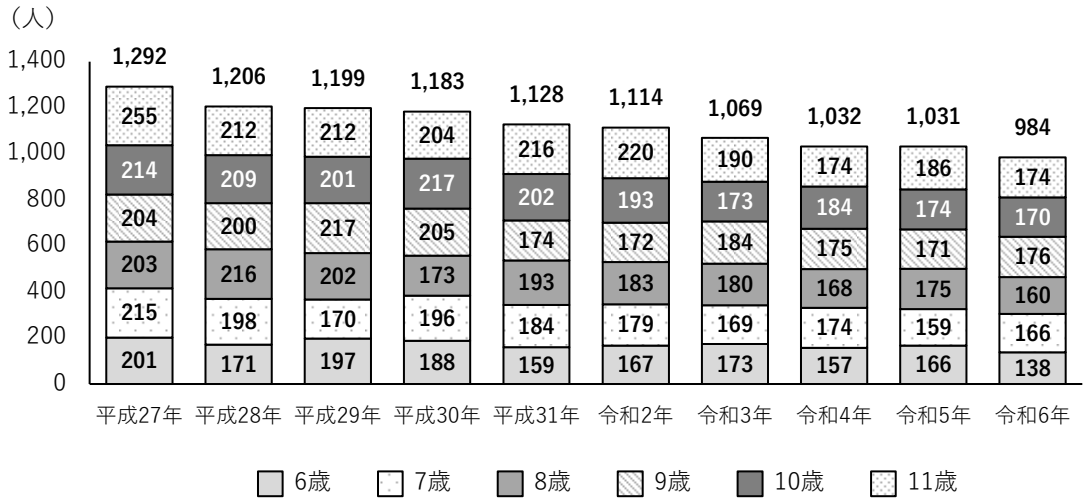

資料：宇陀市「住民基本台帳人口」（各年 4/1 時点）

（２）自然動態と社会動態

①出生数と出生率

出生数は年々減少傾向にあり、令和４年時点で 70 人となっています。出生率も併せて低下傾向で推移しており、平成 28 年時点では人口千人あたり 4.9 であった出生率は、令和４年時点で 2.6 まで低下しており、全国や奈良県の値よりも低くなっています。

また、合計特殊出生率も全国や奈良県の値を下回って推移しており、令和４年時点で 0.72 となっています。

■出生数・出生率の推移

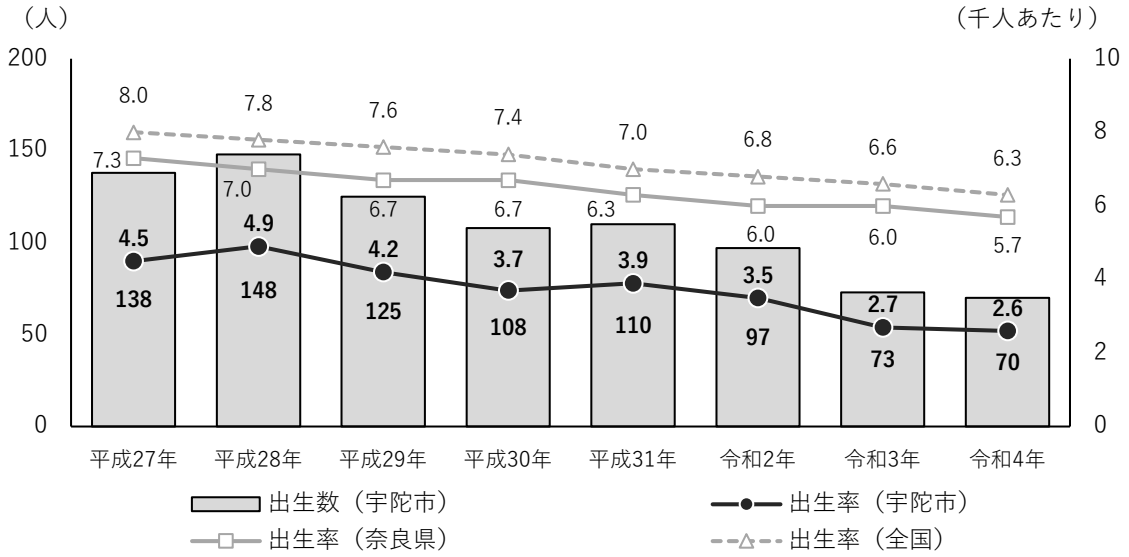

資料：奈良県「人口動態統計」、厚生労働省「人口動態統計」

■合計特殊出生率の推移

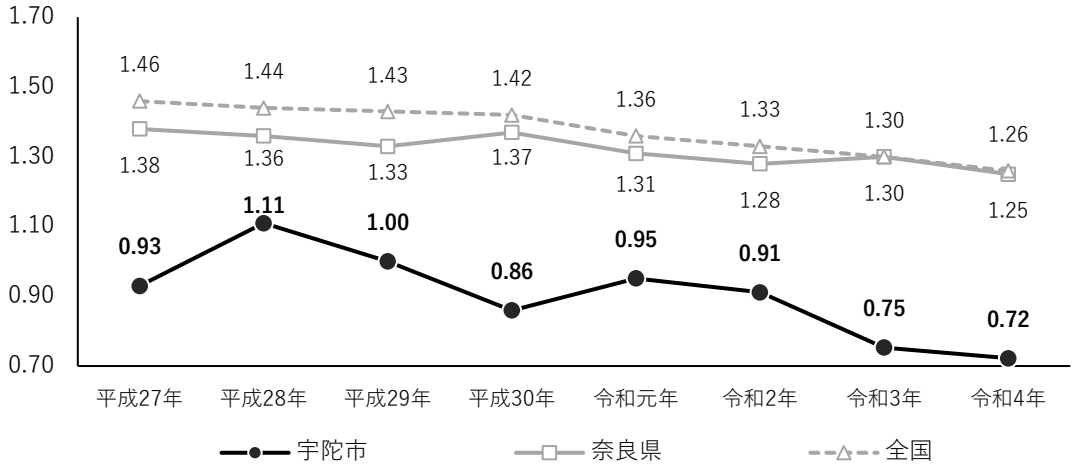

資料：宇陀市「住民基本台帳人口」（各年 10/1 時点）、厚生労働省「人口動態統計」

②有配偶率

男性・女性ともにどの年齢層でも有配偶率が年々低下していることがうかがえます。

また、男性・女性ともに 20 歳代後半から 30 歳代前半にかけての有配偶率が全国や奈良県と比べて 10 ポイント以上低く、未婚化・晩婚化が進んでいることがうかがえます。

■年齢別有配偶率の推移

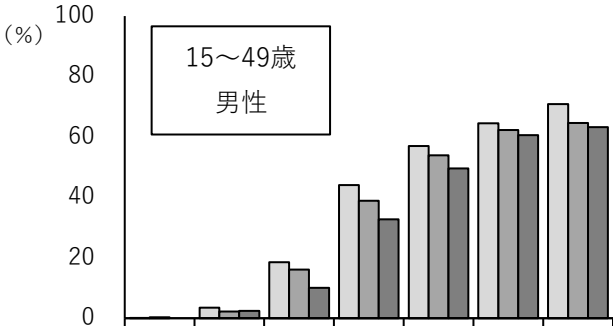

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成22年	0.1	3.5	18.6	44.1	57.0	64.5	70.9
平成27年	0.3	2.3	16.2	38.9	54.0	62.4	64.6
令和2年	0.0	2.4	10.1	32.7	49.6	60.7	63.3

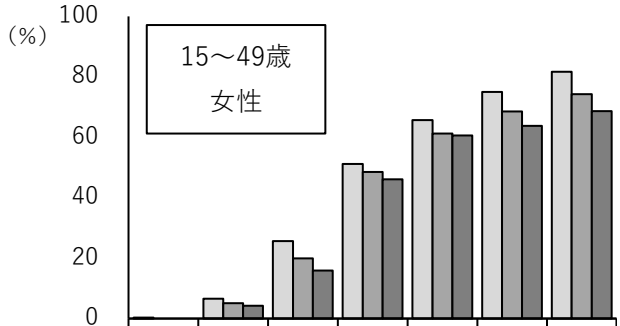

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成22年	0.3	6.5	25.6	51.1	65.7	75.0	81.7
平成27年	0.0	5.0	19.9	48.4	61.2	68.6	74.3
令和2年	0.0	4.2	15.9	46.1	60.5	63.8	68.6

資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」

■年齢別有配偶率の比較

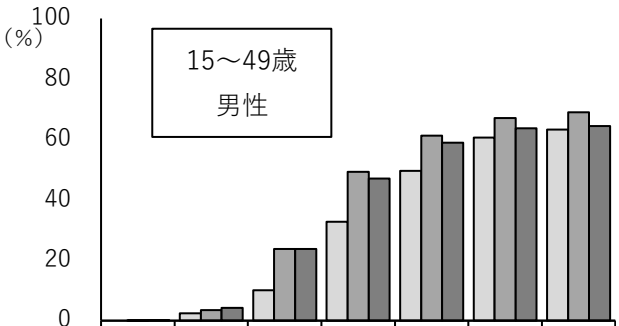

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
宇陀市	0.0	2.4	10.1	32.7	49.6	60.7	63.3
奈良県	0.2	3.5	23.8	49.3	61.3	67.1	69.0
全国	0.2	4.3	23.7	47.1	58.9	63.7	64.5

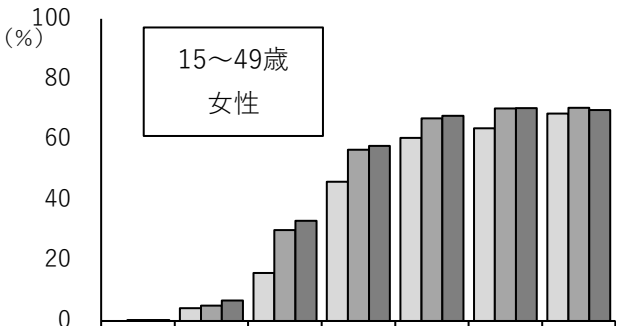

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
宇陀市	0.0	4.2	15.9	46.1	60.5	63.8	68.6
奈良県	0.3	5.1	30.1	56.6	67.1	70.3	70.5
全国	0.3	6.8	33.2	57.9	67.9	70.4	69.8

資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」

③有配偶出生率

有配偶出生率は、平成 22 年から平成 27 年にかけて上昇したものの、それ以降は低下し、令和２年時点で千人あたり 56.9 となっています。全国や奈良県と比べても低い水準にあり、令和２年時点の有配偶出生率は、奈良県平均と比べて 10 ポイント以上の差が生じています。

■15～49 歳女性有配偶出生率の比較

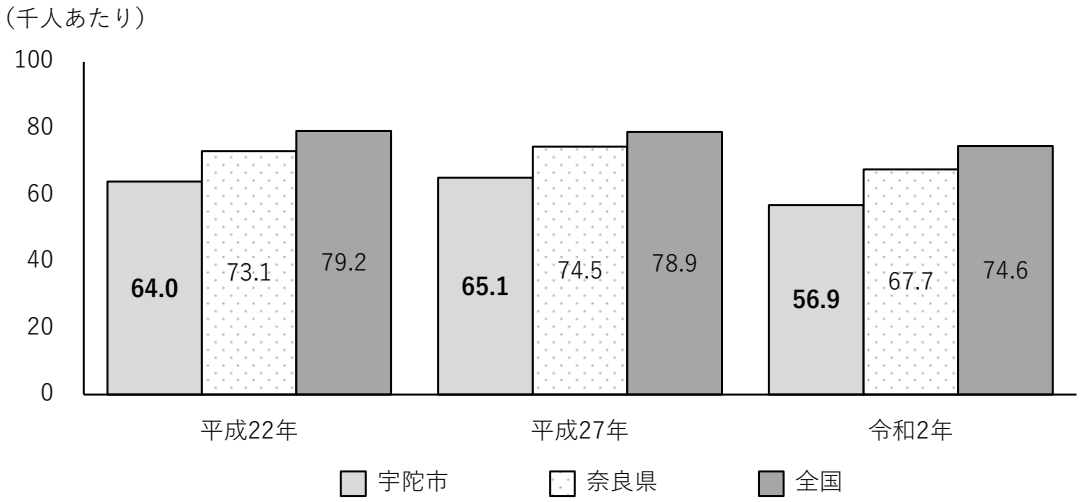

資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」

④転出入

平成 30 年から令和４年までの年齢別転出入の状況をみると、０～14 歳において転入超過となっている一方、それ以外の年齢層では転出超過になっています。子育て世帯の転入が一定数みられる一方で、進学や就職を機とした転出が顕著となっていることがうかがえます。

■年齢別転出入超過の状況（平成 30 年～令和 4 年の合計値）

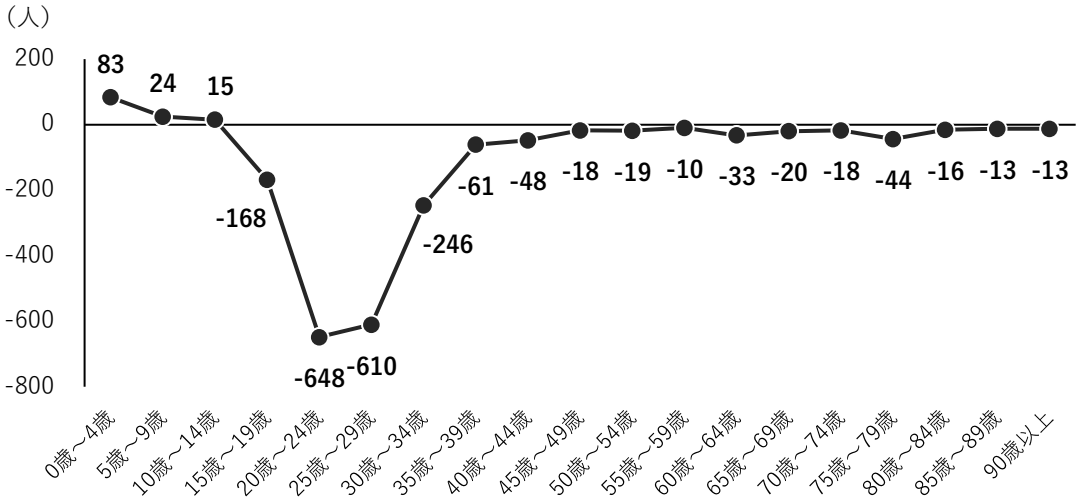

資料：総務省「住民基本台帳人口報告」

2　家庭の動向

（1）子どものいる世帯の状況

18 歳未満の子どものいる世帯数は減少傾向にあり、特に三世代同居世帯が半数以下に減少しています。18 歳未満の子どものいる世帯の構成の推移をみると、核家族世帯の割合が上昇し、三世代同居世帯の割合が低下しています。

令和２年の夫婦のいる世帯における子どもの有無・人数の割合をみると、宇陀市では子どもなしが約半数を占め、全国や奈良県よりも高い割合を占めています。

■18 歳未満の子どものいる世帯数（左）及び世帯構成（右）の推移

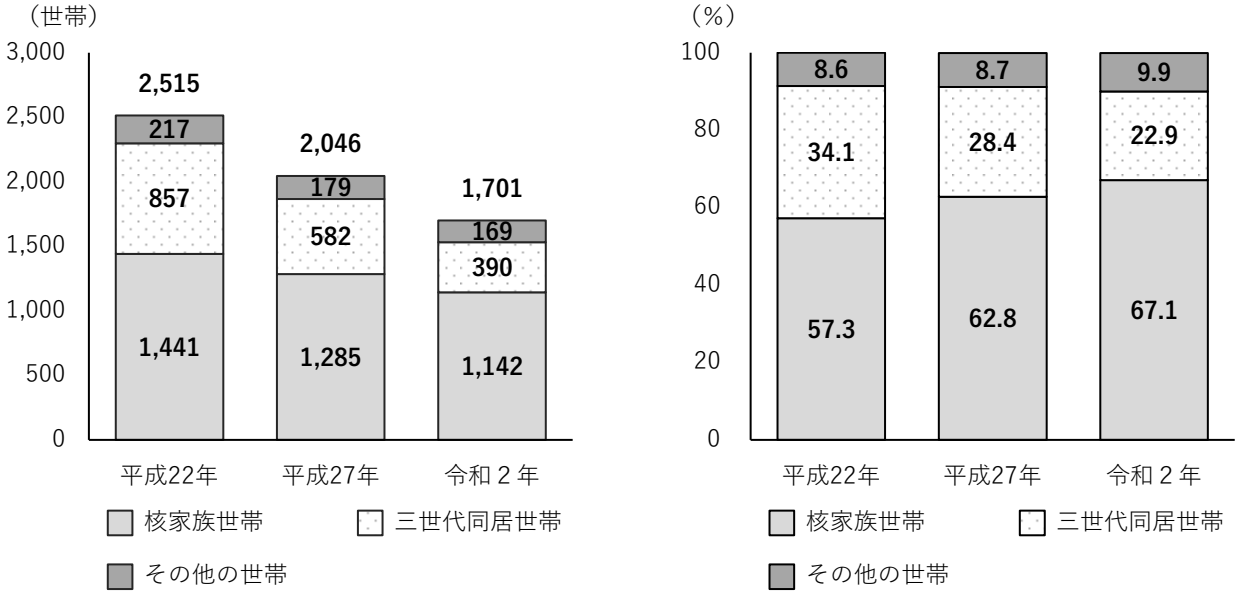

資料：総務省「国勢調査」

■夫婦のいる世帯における子どもの有無・人数の割合の比較（令和２年）

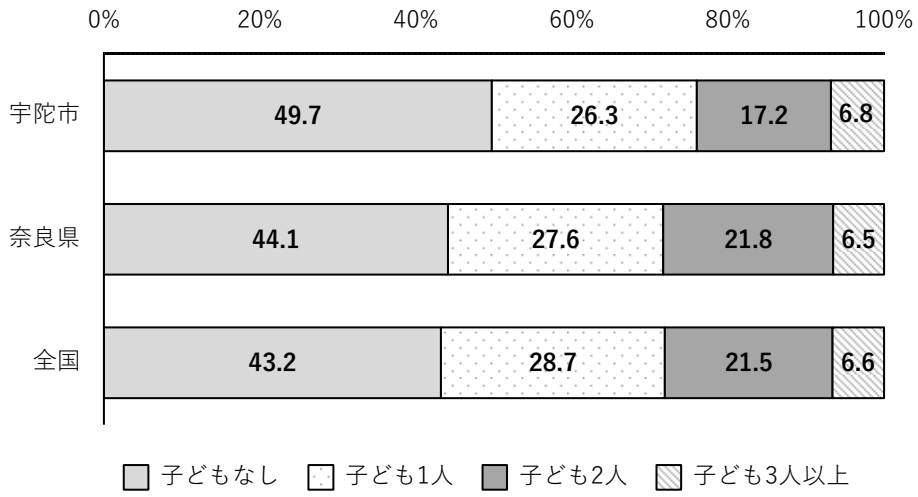

資料：総務省「国勢調査」

※本データにおける「子ども」は未婚で 20 歳未満の人口を対象としている。

（２）ひとり親世帯の状況

18 歳未満の子どものいるひとり親世帯数は、平成 27 年で 125 世帯、令和２年で 97 件と減少しています。18 歳未満の世帯員がいる世帯に占めるひとり親世帯割合は、平成 27 年以降６％前後で推移し、全国や奈良県をわずかに下回っています。

■18 歳未満の子どものいるひとり親世帯数の推移

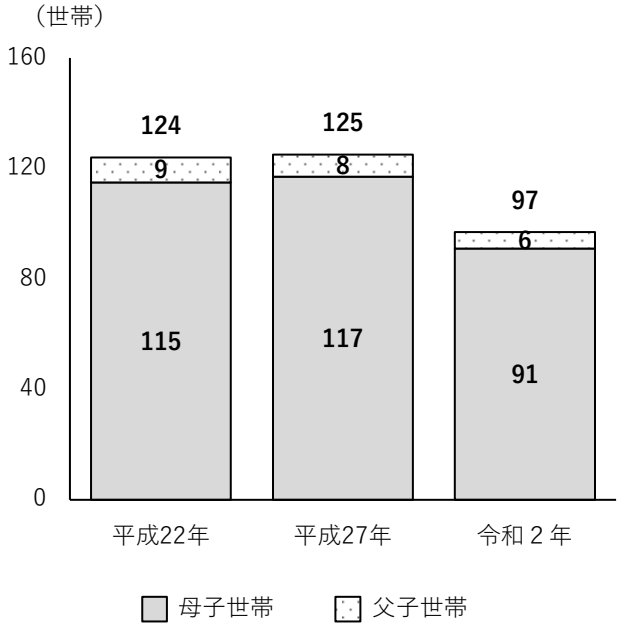

■18 歳未満の世帯員がいる世帯に占める ひとり親世帯割合の推移（奈良県・全国）

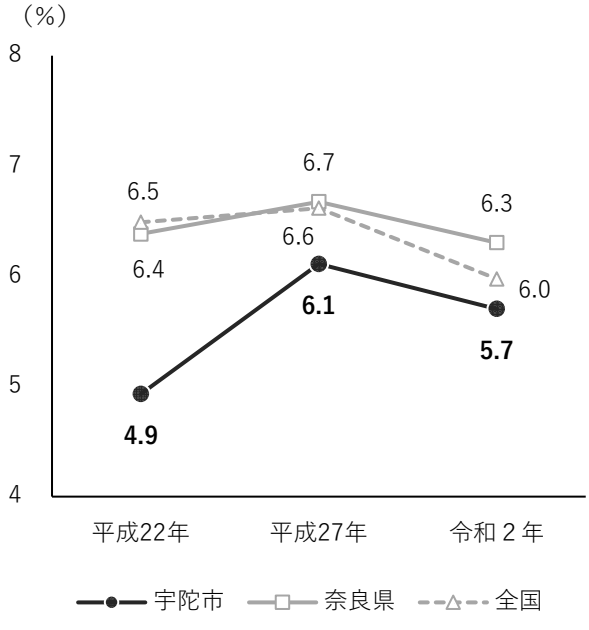

資料：総務省「国勢調査」

（３）就労の状況

①女性の就業率

女性の就業率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが多く、全国・奈良県ともに 25～29 歳をピークとしたM字カーブを描いていることがわかります。

本市の女性の就業率をみると、平成 22 年から平成 27 年ではM字カーブを描く就業率となっていましたが、令和２年にはM字カーブの底となることの多い 35～39 歳の就業率が特に高くなっています。

■年齢５歳階級別・女性の就業率の推移

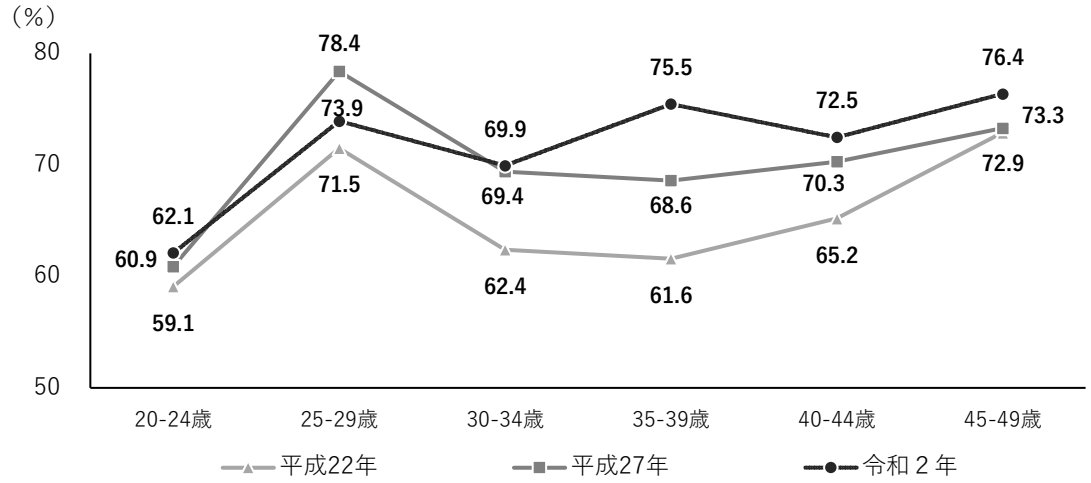

資料：総務省「国勢調査」

■年齢５歳階級別・女性の就業率（令和２年）の比較

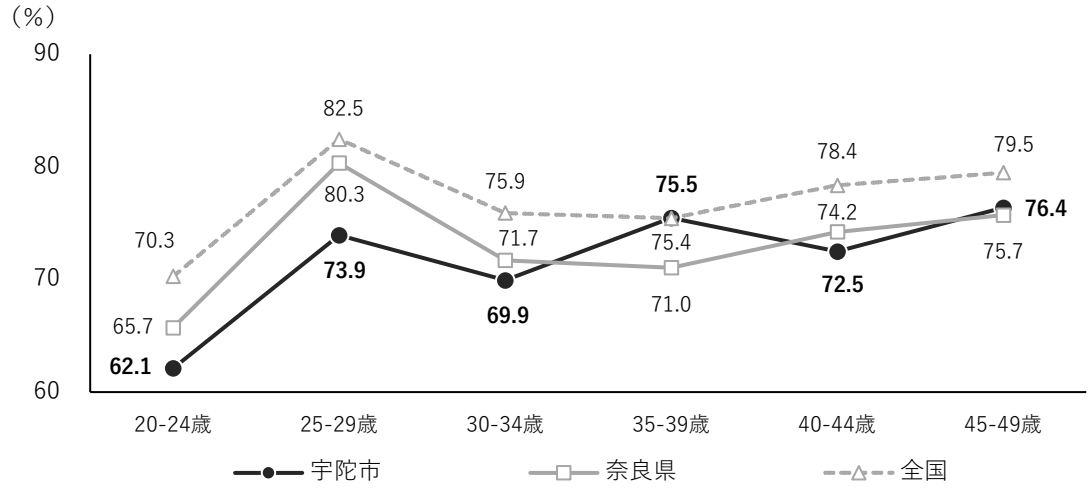

資料：総務省「国勢調査」

②子どもがいる共働き世帯

６歳未満（就学前児童）の子どもがいる世帯をみると、平成 27 年から令和２年にかけて減少し、令和２年で 477 世帯となっています。一方、その中の共働き世帯の割合は平成 27 年から 20 ポイント以上上昇し、令和２年には 56.2%と半数以上を占めています。

また、12 歳未満（小学生児童）の子どもがいる世帯についても、平成 27 年から令和２年にかけて減少していますが、共働き世帯の割合は上昇し、令和２年には 63.5%となっています。

■６歳未満の子どもがいる共働き世帯の推移

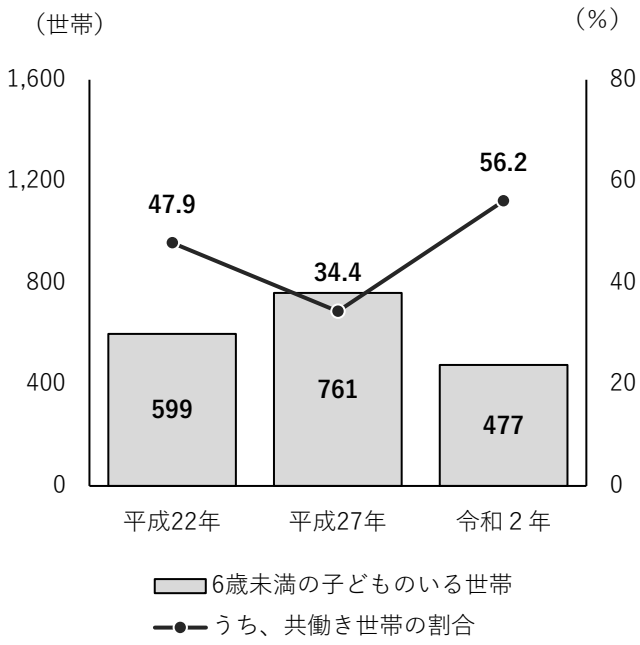

■12 歳未満の子どもがいる共働き世帯の推移

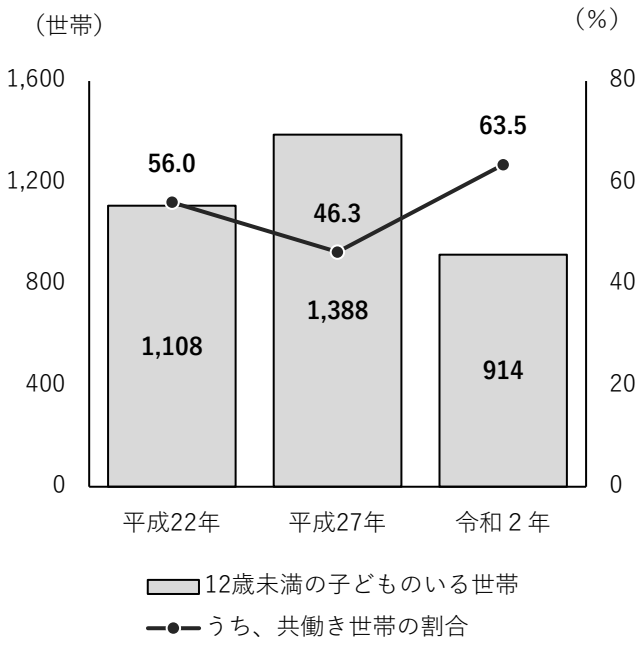

資料：総務省「国勢調査」

3　教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の状況

（1）教育・保育給付事業の状況

市全体では、令和３年度以降、２号認定で見込みを上回る実績が続いています。また、３号０歳認定についても、令和４年度を除くすべての年度で実績が見込みを上回っています。

■市全域の見込みと実績　（単位：人）

					令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込）
市全域	1号	3～5歳	教育認定	見込み	186	169	150	136	133
				実績	198	174	146	135	108
	2号	3～5歳	保育認定	見込み	270	246	219	198	193
				実績	232	250	246	239	222
	3号	0歳	保育認定	見込み	22	21	20	19	18
				実績	30	24	19	26	30
		1～2歳		見込み	123	120	115	110	105
				実績	129	110	95	98	103
	合計				589	558	506	498	463

■区域ごとの実績内訳　（単位：人）

区域				令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込）
大宇陀区域	1号	3～5歳	教育認定	36	35	24	30	21
	2号	3～5歳	保育認定	43	49	45	44	40
	3号	0歳		4	6	2	4	5
		1～2歳		20	21	18	17	13
	合計			103	111	89	95	79
菟田野区域	1号	3～5歳	教育認定	18	26	25	20	21
	2号	3～5歳	保育認定	25	30	35	34	25
	3号	0歳		5	2	3	6	5
		1～2歳		15	13	12	13	18
	合計			63	71	75	73	69
榛原区域	1号	3～5歳	教育認定	131	100	87	77	58
	2号	3～5歳	保育認定	141	140	138	139	140
	3号	0歳		19	15	11	14	16
		1～2歳		75	65	59	54	58
	合計			366	320	295	284	272
室生区域	1号	3～5歳	教育認定	13	13	10	8	8
	2号	3～5歳	保育認定	23	31	28	22	17
	3号	0歳		2	1	3	2	4
		1～2歳		19	11	6	14	14
	合計			57	56	47	46	43

（２）地域子ども・子育て支援事業の状況

放課後児童健全育成事業は、利用希望者が増加しています。地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業（１号認定対象）、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業等は、主にコロナ禍の影響により、乳児家庭全戸訪問事業については出生数の減少により、実績が見込みを下回っています。

■地域子ども・子育て支援事業の見込みと実績

事業名	単位	見込み実績	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込）
（1）利用者支援事業	か所	見込み	5	5	5	6	7
		実績	5	5	5	6	7
（2）時間外保育事業（延長保育事業）	人	見込み	73	69	63	58	56
		実績	55	38	48	43	－
（3）放課後児童健全育成事業	人	見込み※	218	210	212	240(250)	254(295)
		実績	209(246)	208(233)	238(251)	266(284)	279
（4）子育て短期支援事業（ショートステイ）	人	見込み	8	8	7	7	7
		実績	0	0	0	4	0
（5）地域子育て支援拠点事業	人	見込み	2,417	2,348	2,263	2,140	2,047
		実績	1,337	1,230	1,347	1,437	－
（6）一時預かり事業（１号認定）	人	見込み	4,679	4,264	3,797	3,434	3,351
		実績	3,022	3,635	2,838	3,056	－
（7）一時預かり事業（未就園児等）、短期支援事業（トワイライトステイ）等	人	見込み	1,475	1,353	1,217	1,107	1,070
		実績	784	805	724	712	－
（8）病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	人	見込み	17	16	15	13	13
		実績	1	0	0	0	0
（9）妊婦に対する健康診査	人	見込み	98	94	91	84	81
		実績	91	86	97	89	－
（10）乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等	人	見込み	103	99	96	89	86
		実績	84	74	66	88	－
（11）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	人	見込み	20	19	18	17	16
		実績	0	1	18	72	－
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業	人	見込み	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	0	0

※実績児童数は３月 31 日時点の数値、（ ）は４月１日現在の数値

4　アンケート調査の結果

（1）調査の概要

①調査の目的

本計画の策定にあたり、市民が必要とする子ども・子育て支援に関する施策や、計画の当事者となる小学生・中学生の方々より、ご自身のことや将来に対する思いなどについて把握することを目的として調査を実施しました。

②実施概要

アンケート調査の実施方法と回収状況は以下の通りです。

	未就学児童保護者対象調査	小中学生対象調査
調査対象	市内にお住まいの 未就学児童のいる世帯	市内にお住まいの 小学５・６年生及び中学１～３年生
調査期間	令和６年１月 17 日（水） ～令和６年１月 31 日（水）	令和６年５月 22 日（水） ～令和６年６月６日（木）
調査方法	郵送配布・郵送回収による 本人記入方式	オンライン上での回答
配布数	708 件	879 件
回収数	431 件	820 件
回収率	60.9%	93.3%

③調査結果の見方

・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から１つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
・複数回答（複数の選択肢から２つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
・本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

（２）未就学児童保護者対象調査の結果

①子育てを支えるサービス

サービスの認知度や利用経験、利用希望については、周産期に利用するサービスの利用経験はある程度みられる一方、それ以外のサービスの利用経験は３割以下と低くなっています。なお、こども食堂や各種相談サービスについては、利用経験と利用希望の差が大きくなっています。

預かり事業についても利用希望が前回調査より高くなっているほか、相談や交流の場でもある子育て支援センターも利用経験のある方が前回調査より高くなっています。

■サービスの認知度・利用経験・利用希望

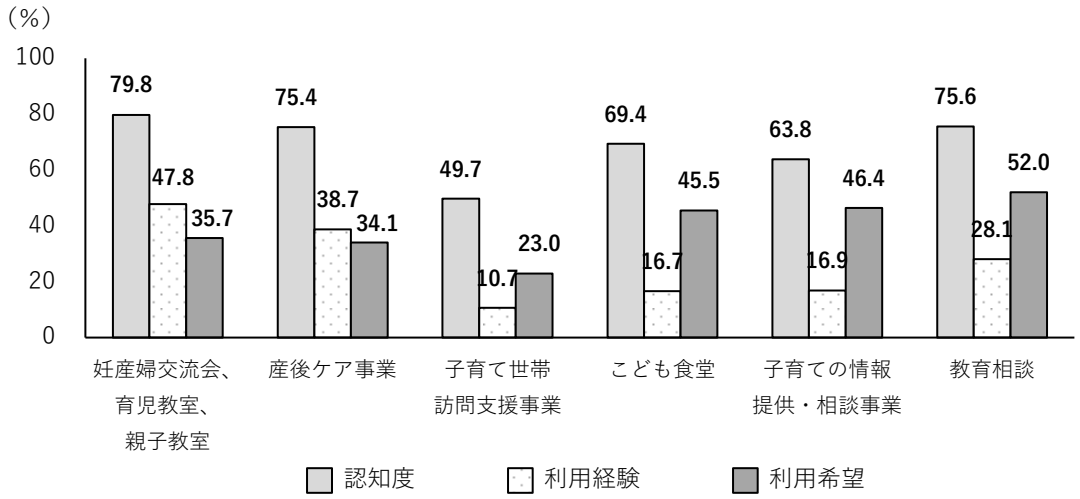

※選択肢「はい」（知っている／利用したことがある／利用してみたい）のみを抜粋して掲載

■預かり事業の必要性

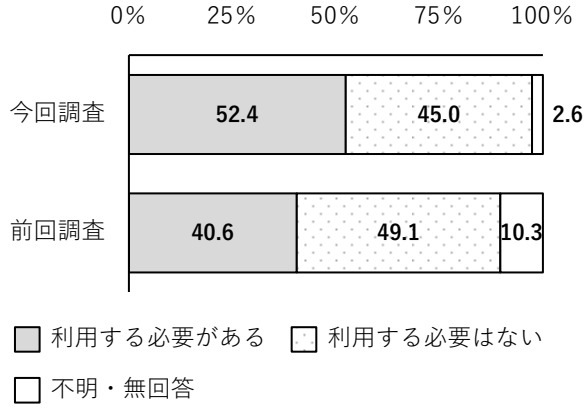

■子育て支援センターの利用状況

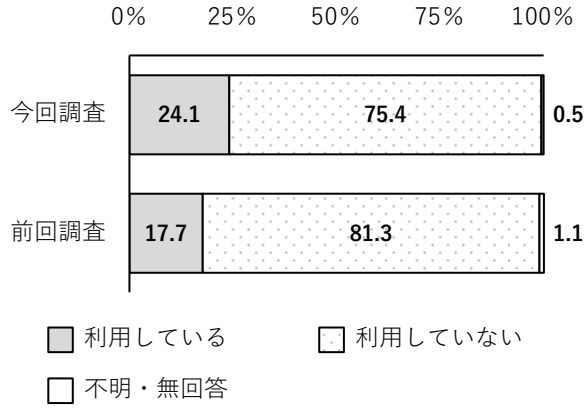

②相対的貧困世帯

所得段階については、全体の約 14%が相対的貧困に該当する所得段階Ⅲと判定されています。

家族構成の視点から分析すると、ひとり親世帯の場合、所得段階Ⅲの割合が高くなる傾向がみられます。

■回答者の所得段階

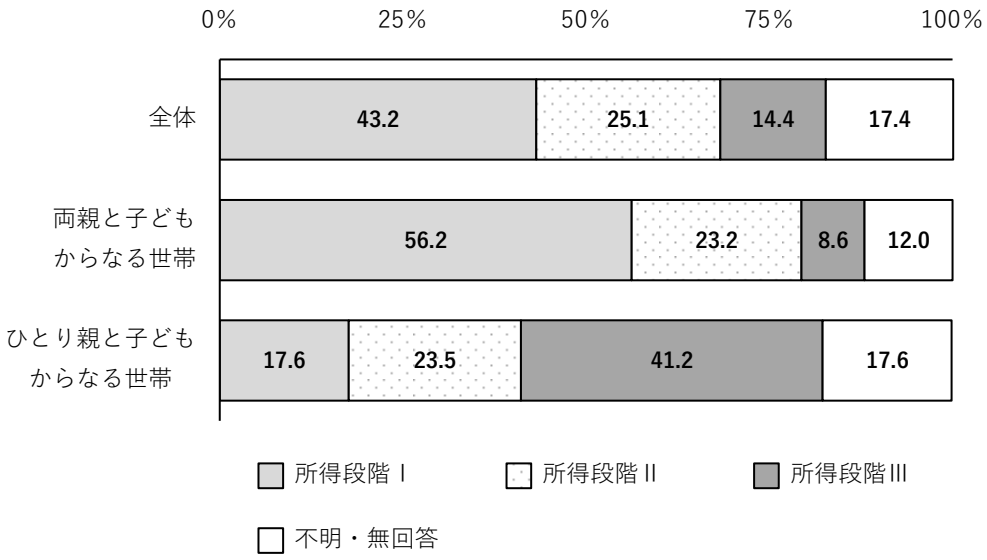

参考：所得段階算出の考え方

回答者の世帯の人数を問う設問と、回答者の世帯の年間収入を問う設問の回答より、各回答者の等価世帯収入※を算出し、回答者全体の等価世帯収入の中央値以上を「所得段階Ⅰ」、中央値の 1/2 以上～中央値未満を「所得段階Ⅱ」、中央値の 1/2 未満を「所得段階Ⅲ」と設定しています。

本調査では、中央値は 246 万円（１万円以下は四捨五入）で、中央値の 1/2 は 123 万円となります。このとき、この中央値の 1/2（123 万円）がいわゆる「貧困線」となり、本調査における所得段階Ⅲが相対的貧困の状態にある世帯であると想定されます。（ＯＥＣＤの作成基準に基づく）

※等価世帯収入…世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもので、世帯人員１人あたりに占める収入額を示しています。人数を平方根で表しているのは、光熱費・水道代など世帯人員共通の生活コストについて、世帯の人数が多いほど１人あたりにかかる費用が低下することを加味しているためです。

分類	基準	基準額	件数	割合
所得段階Ⅰ	中央値以上	246 万円～	186	43.2%
所得段階Ⅱ	中央値 1/2 以上～中央値未満	123～245 万円	108	25.1%
所得段階Ⅲ	中央値 1/2 未満	～122 万円	62	14.4%
判定不能	－	－	75	17.4%

③放課後の過ごし方

放課後の過ごし方については、全体としては、低学年では学童保育、高学年では自宅や習い事・スポーツクラブなどを希望する意見が多くみられます。

所得段階の視点から分析すると、所得段階Ⅲの場合、学童保育や習い事・スポーツクラブなどを希望する割合が低くなる傾向がみられます。

■小学校進学後に希望する放課後の過ごし方

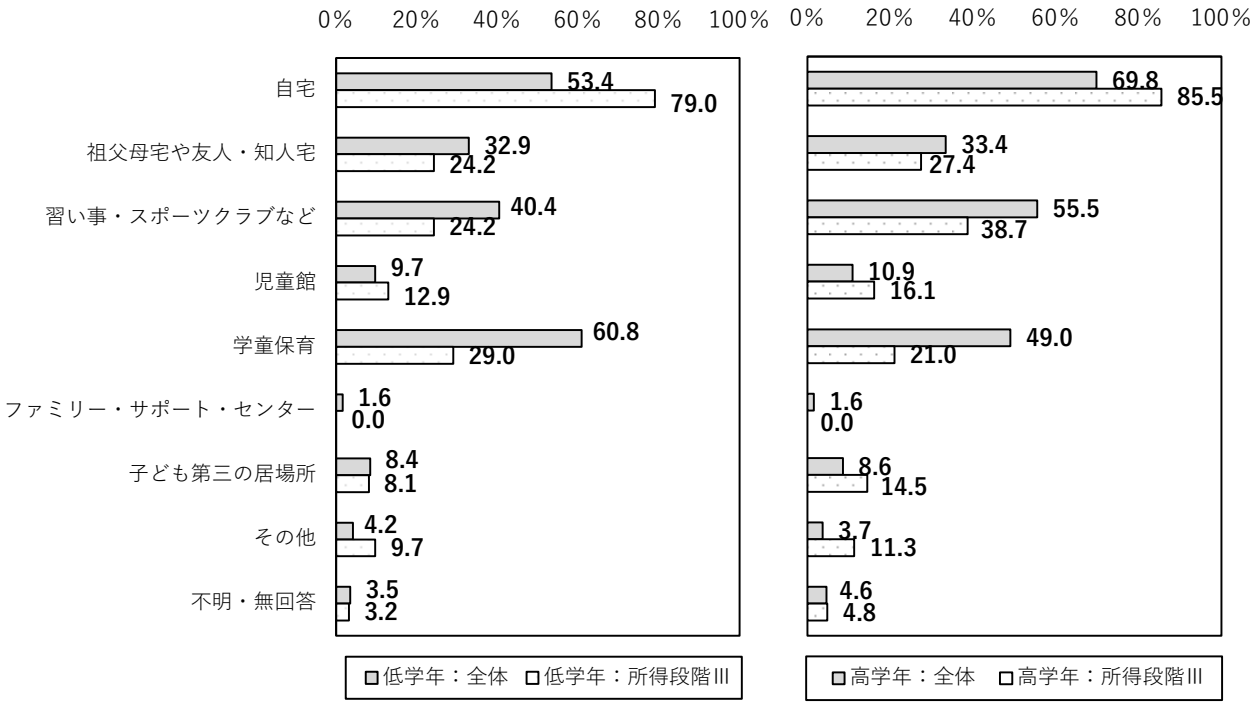

④子育てをする上での不安や負担、悩み

子育てをする上での不安や負担、悩みについては、子育てと仕事との両立や自分の時間がとれないこと、経済的な負担の大きさを挙げる意見が多くなっています。特に、子育てと仕事との両立に関する悩みは前回調査より回答割合が高くなっています。

■子育てをする上での不安や負担、悩み

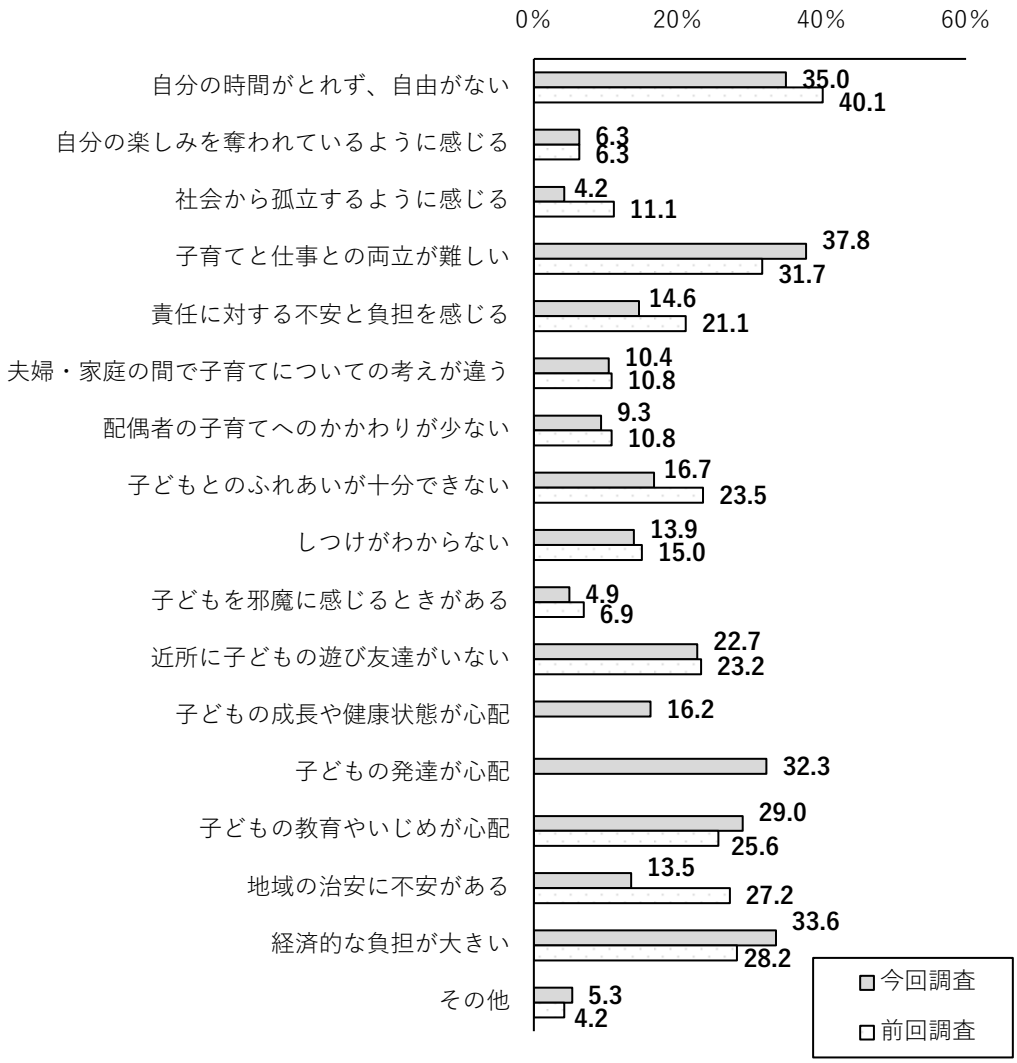

※「子どもの成長や健康状態が心配」「子どもの発達が心配」は今回調査のみの選択肢

⑤育児休業

父親・母親ともに育児休業の取得率は前回調査よりも上昇しています。

一方で、父親が育児休業を取得できなかった理由として、多忙であることや経済的に厳しくなること、取得が難しい雰囲気が職場にあったことが多くみられます。

■育児休業取得状況

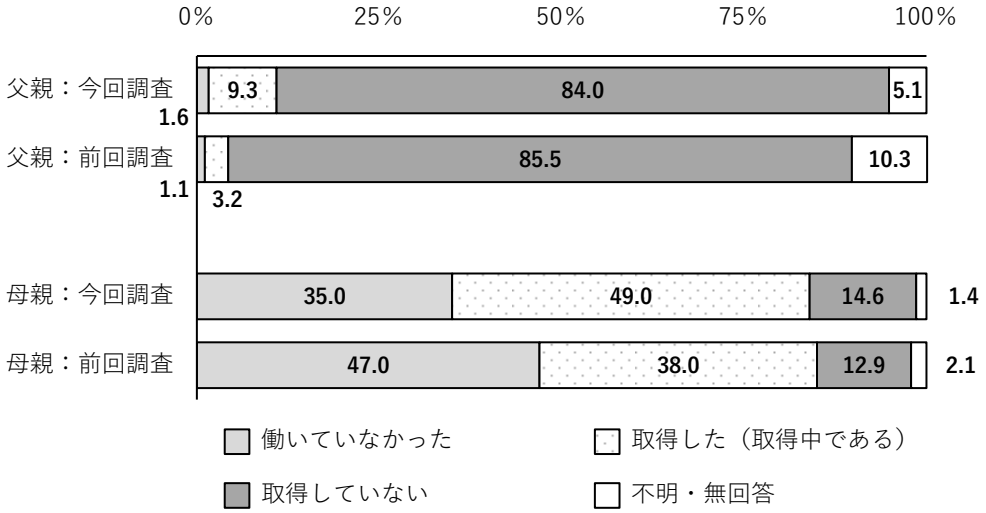

■育児休業を取得できなかった理由

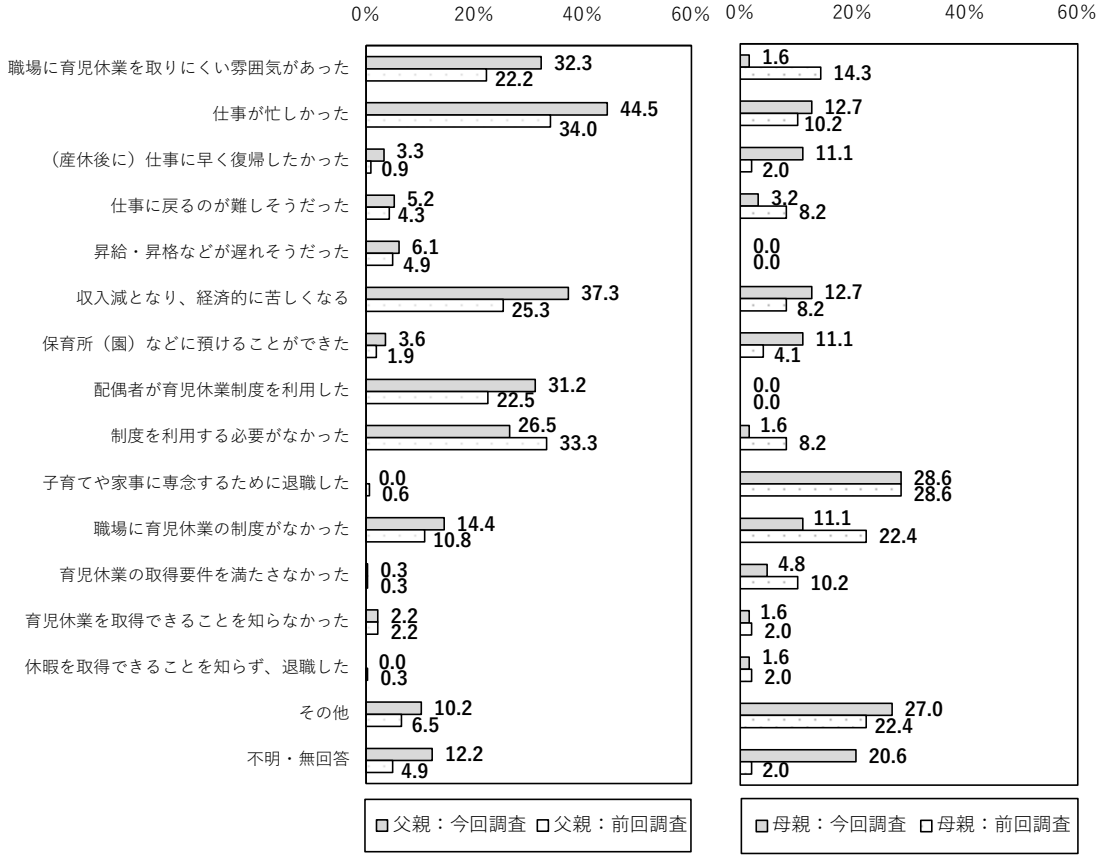

⑥周囲からのサポート

子どものために仕事を休むことへの理解や、交通機関や飲食店などでの子どもに対する理解などの意見が高くなっており、前回調査と比べ、特に職場理解に関する意見が高くなっています。

■子育て（教育を含む）をする上で、周囲の人に求めるサポート

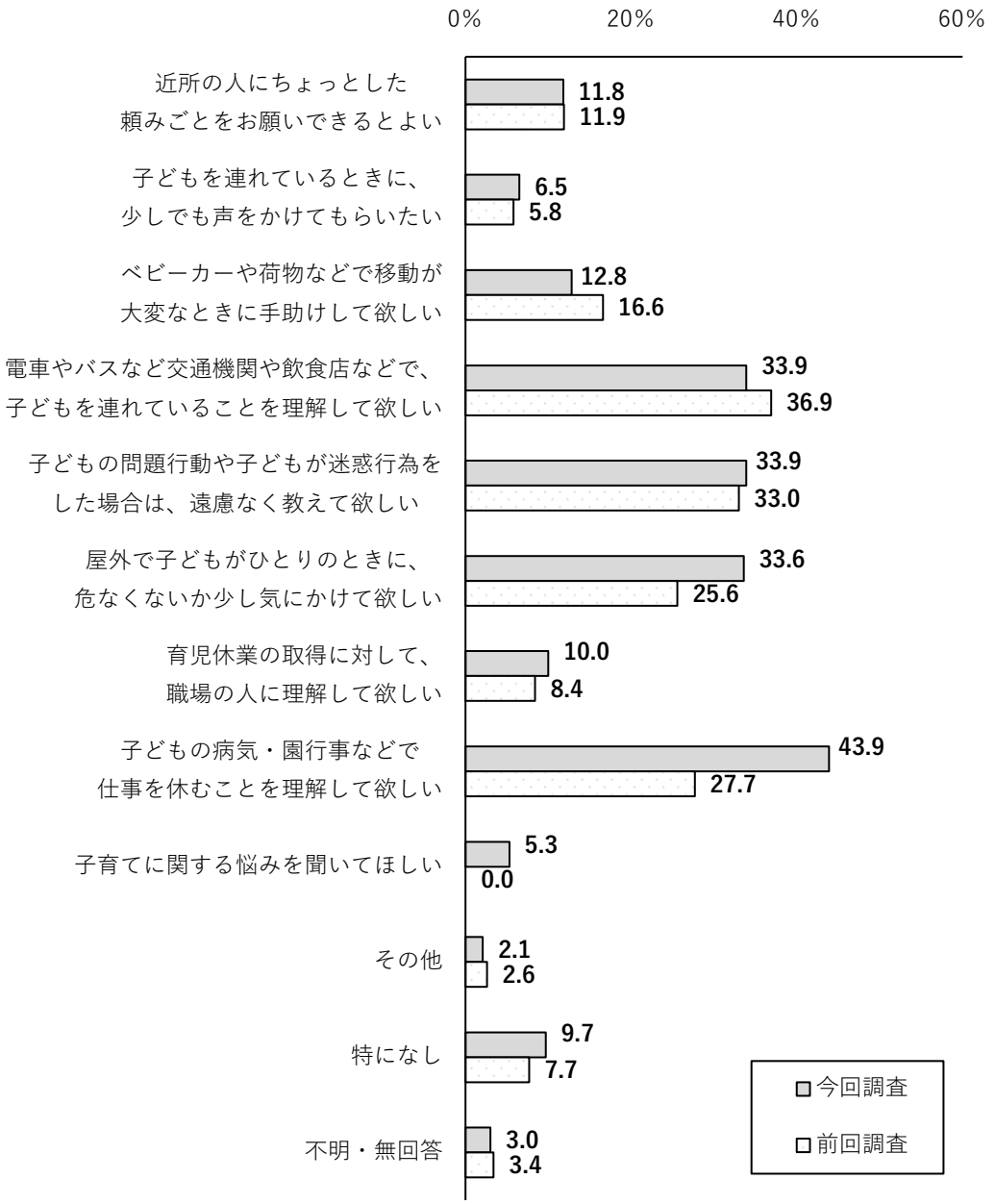

⑦子育ての楽しさ

子育てについてどのように感じるかについて、全体の４割程度が喜びや楽しさを感じると回答しており、前回調査よりも上昇しています。

また、子育てに関わる主体の視点から分析すると、両親がともに子育てに携わっている場合、子育てが楽しいと回答する割合も高くなっています。

■子育てについてどのように感じるか

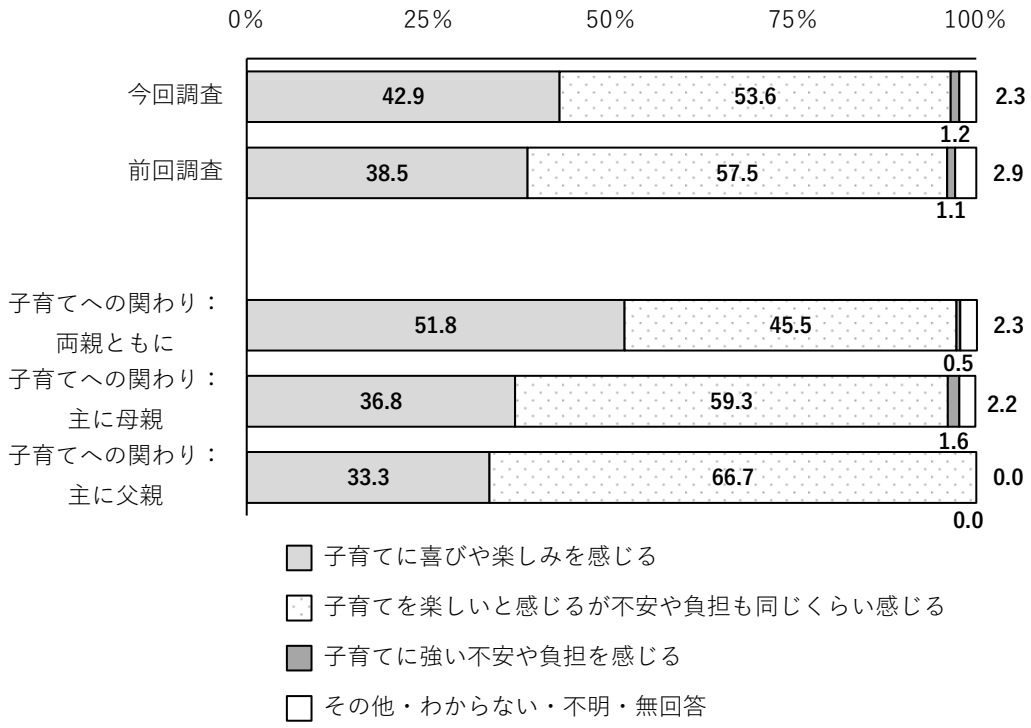

（３）小中学生対象調査の結果

①子どもの自尊感情

子どもの自尊感情（自分自身を肯定的にとらえる考え方）については、全体の５割が「自尊感情：高」となっています。親との関係性の視点から分析すると、親との関係性が良好でなくなるにつれ、「自尊感情：低」が高くなる傾向がみられます。

■子どもの自尊感情

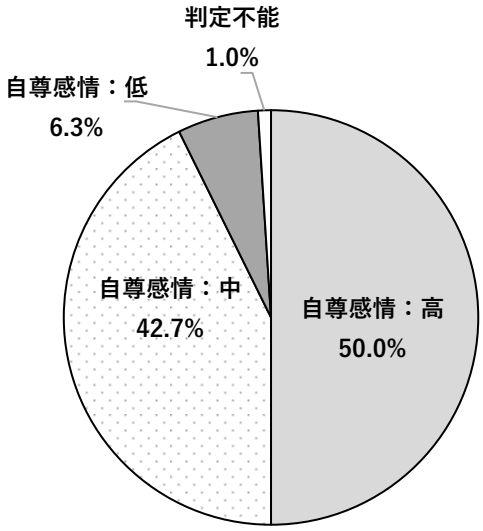

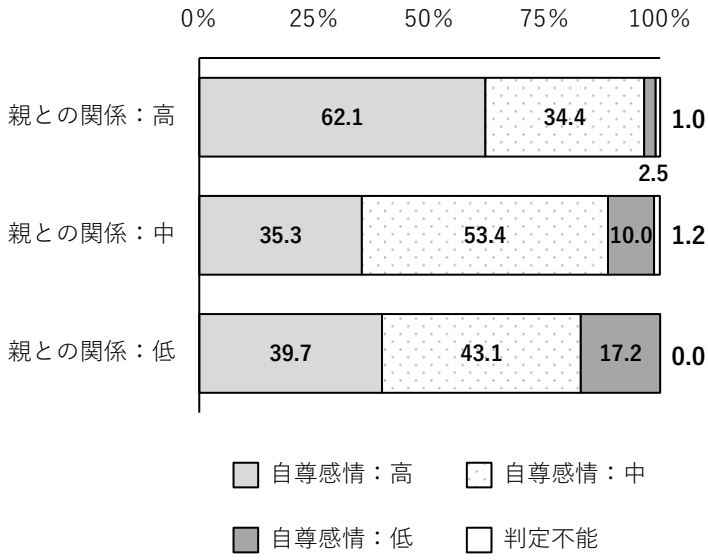

②学校に対する期待感

学校を楽しいと感じるかについては、全体の半数近くが「楽しい」と感じていることがわかります。自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低くなるにつれ、「楽しい」も低くなる傾向がみられます。

■学校を楽しいと感じるか

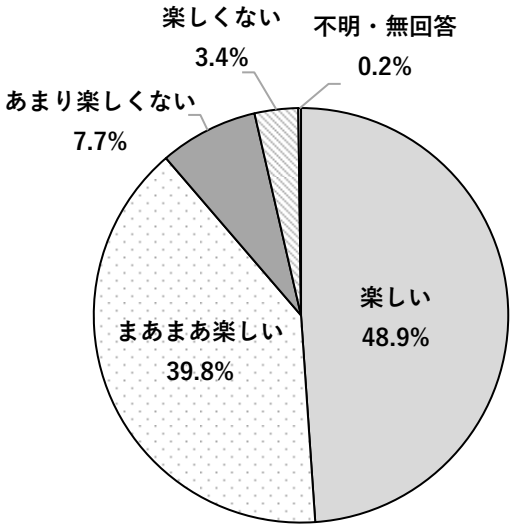

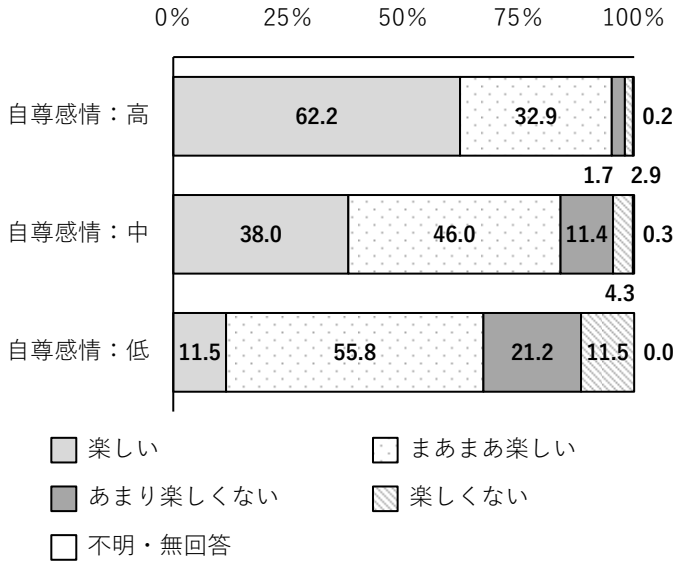

③安心できる場所

ほっとできる場所の有無については、全体の９割以上が「ある」と回答しています。自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低くなるにつれ、「ある」も低くなる傾向がみられます。

また、ほっとできる場所の内容については、全体としては自分の部屋や家族と一緒に過ごす部屋の回答が多くみられますが、自尊感情が高い場合には家族と過ごすことに安心感を感じている傾向がみられる一方、自尊感情が低い場合、自室やオンライン空間で過ごすことに安心感を感じるという回答が多くなる傾向がみられます。

■ほっとできる場所の有無

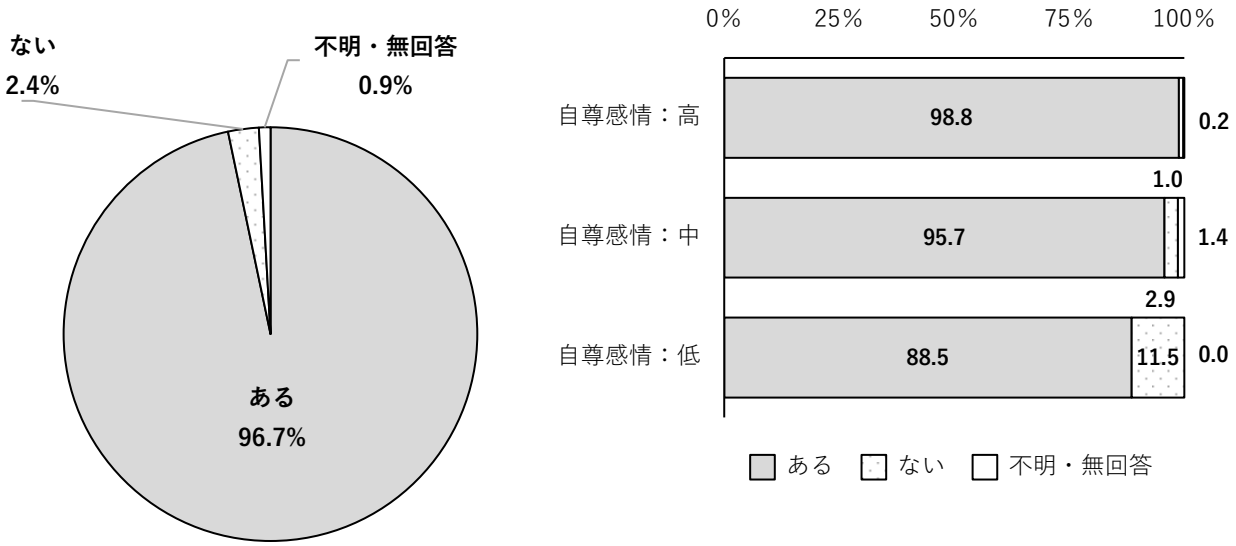

■ほっとできる場所の内容（上位５項目＋その他のみ掲載）

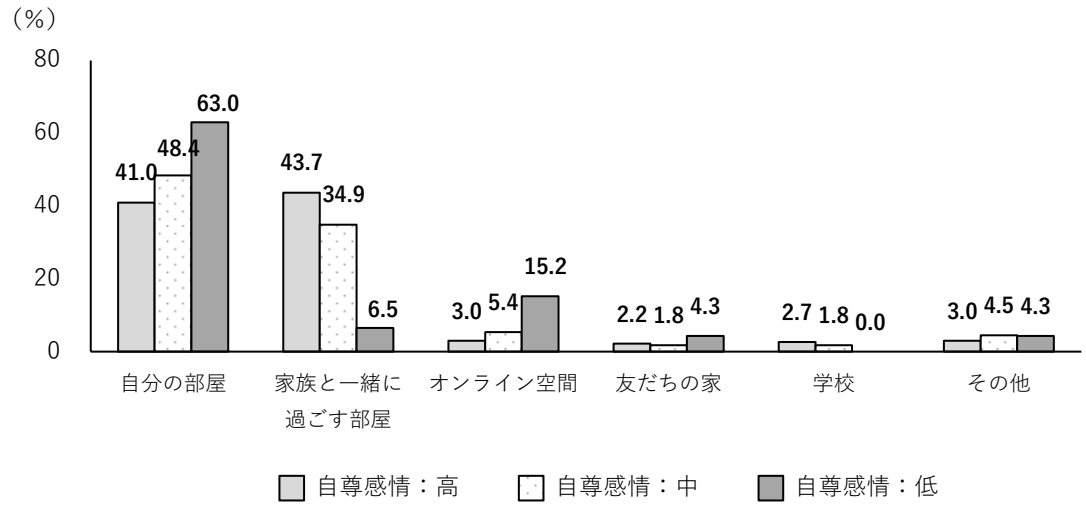

④自分らしく、夢や希望を持って生きるために必要なこと

自由回答を分類すると、第２期計画の重点施策に関連する回答として「人権教育の推進」（差別解消、いじめ対策など）や「信頼される学校づくり」（個人の能力や特性に応じた教育の実施など）に関する意見が多くみられます。

また、それ以外の意見としても、「意見、個性が尊重されること」（一人ひとりの個性や意見、考え方などを大切にする）、「周りの環境（サポート・理解してくれる人がいる）」（大人に支えてもらい、守ってもらうこと）、「自分らしく生きる（選択の自由がある）こと」（その人に合ったことをする、いろいろな人と接して自由になる）といった意見が多くみられます。

■自由回答「自分らしく、夢や希望を持って生きるために必要なこと」の分類結果
（左：第２期計画の重点施策に関連する回答、右：それ以外の回答）

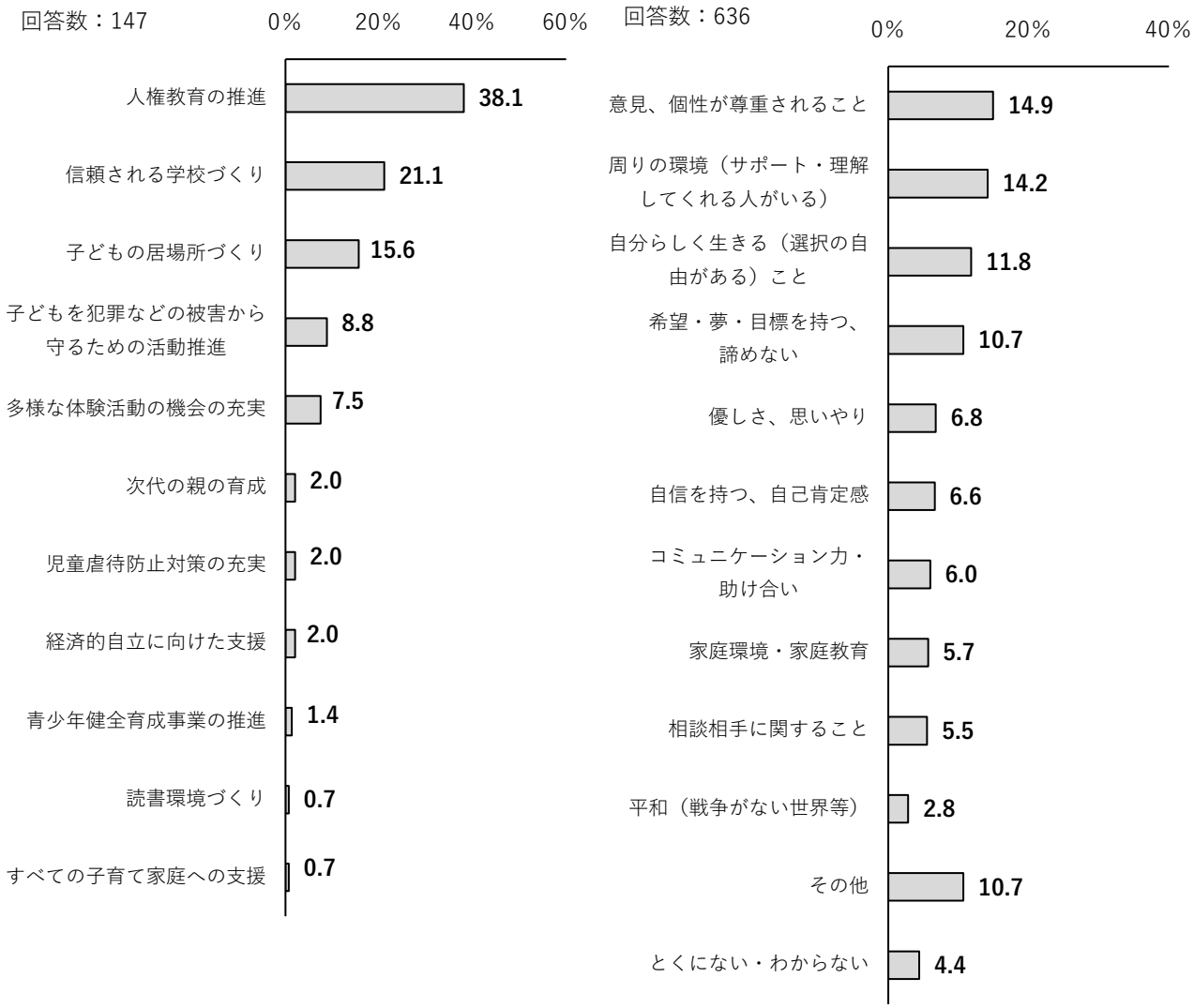

5　第２期計画の評価検証

（１）子どもが心身共に健やかに成長するための支援

①主な取り組みと成果・課題

▼妊婦健康診査の費用の一部助成、妊婦歯科健診、妊婦全戸電話相談、乳児・産婦訪問指導等を行うことにより、妊娠初期からの切れ目のない支援の充実を図っています。訪問指導や電話相談の利用者を増やすため、オンライン面談や後日訪問、ショートメール等を活用して連絡の取りにくい対象者とつながるための配慮をするなど、きめ細かな対応を実施していくことが引き続き求められています。

▼不登校児童を対象に宇陀市教育支援センター「はばたき教室」を開室し、心理的なケアを行っています。また、小中学校に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを（巡回型を含めて）配置してきました。引き続き、問題行動・不登校等への組織的な対応力を高めることを目指します。

▼令和６年４月より、子ども家庭総合支援拠点の機能を有した「宇陀市こども家庭センター」を宇陀市こども未来課内に設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的な相談支援を提供しています。子育てだけでなく、就労・教育・介護など複合化した課題を抱える世帯の増加が予想される今後において、包括的に対応できる体制の強化が必要となっています。

②関連する調査結果

●：未就学児童保護者対象調査　◎：小中学生対象調査　★：ワークショップ

●「妊産婦交流会、育児教室、親子教室」や「産後ケア事業」については、回答者全体の約８割が知っていると回答した一方、実際の利用は４～５割程度にとどまっています。なお、子どもが０歳の回答者の場合、両事業とも利用経験より利用希望が高くなっており、ニーズはある一方で利用方法がわからない方が一定数いる可能性がうかがえます。

●「こども食堂」や「子育ての情報提供・相談事業」については、実際の利用は約２割となっていますが、利用希望は約５割でニーズの高いサービスとなっています。

◎学校が楽しくないと思う時については、「勉強したくない時」や「学校の中でやりたくないことが多い時」といった回答の割合が高くなっています。自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低い場合、特に友人関係や先生との関係についての回答割合が高くなる傾向がみられます。

◎ほっとできる場所については、９割以上の方が「ある」と回答していますが、自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低い場合、「ない」の回答が他の場合と比べて高くなっています。また、ほっとできる場所について自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低い場合、「家族と一緒に過ごす部屋」の回答割合が低く、「自分の部屋」や「オンライン空間」の回答割合が高くなる傾向がみられます。

★ワークショップでは、相談しやすい環境を求める意見がみられました。アイデアとして、参観日など保護者が集まる機会を活用した相談会の開催、ＬＩＮＥなど気軽に利用できるＳＮＳを通じた相談体制などが挙げられていました。

③第３期に向けた課題

本市では、児童福祉分野の支援を担う「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健分野を担う「子育て世代包括支援センター」を統合した「こども家庭センター」を令和６年４月より運営しており、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供できる体制を整備しています。

アンケート調査では、市が実施する子育て支援に関連した事業について、認知状況に対して利用経験が低くなっている傾向がみられました。特に、ワークショップでも意見の多かった「子育てに関する情報提供・相談事業」については、実際の利用が少ない一方で利用希望が高くなっており、利用者支援事業の充実をはじめとした、制度についてのわかりやすい周知や気軽に利用できる体制づくりなどを通じて、すべての子育て世帯をサポートできる環境を整えていくことが求められます。

一方、子どもの学校生活に目を向けると、友人や先生などとの関係に悩み、学校に行きたくないと感じている子どもが一定数いることがアンケート調査よりうかがえます。自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低いと思われる子どもほど上記の傾向がみられるほか、自室やオンライン空間において自分らしくいることができると感じている傾向などもみられることから、自身を肯定的にとらえてくれる人間関係を求めている可能性がうかがえます。

引き続き、教育支援センター「はばたき教室」やスクールカウンセラーなどを通じて子どものケアができる体制を充実させていくとともに、新たに実施される児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）の充実など、子ども自身が安心でき、ここにいていいと思えるような居場所づくりを進め、すべての子どもが未来に希望を持つことができるような環境づくりに注力していく必要があります。

（２）子どもの安全確保

①主な取り組みと成果・課題

▼登下校時に交通安全児童指導を行うことにより、子どもの交通安全の確保に努めてきました。各学校・園においては交通安全教室を行うことにより、自分で自分の身を守るという意識を高めるよう努めてきました。今後も、関係組織との連携のもと、子どもの登下校時における安全確保に努めるとともに、自分の身を守るという意識を高めていく必要があります。

▼生活安全推進協議会を通じて地域の安全対策を進めてきました。引き続き、警察や関係団体と連携し、防犯協議会、少年補導員協会等を中心として各種防犯指導や少年健全育成活動、啓発活動等を実施していく必要があります。

②関連する調査結果

●：未就学児童保護者対象調査　◎：小中学生対象調査　★：ワークショップ

●子育てをする上で抱えている悩みや不安について、前回調査では地域の治安に対する不安を回答した割合が約 27%となっていましたが、今回調査では約 14%と低下しています。

◎ほっとできる場所として、自尊感情の視点から分析すると、自尊感情が低い場合、「家族と一緒に過ごす部屋」の回答割合が低く、「自分の部屋」や「オンライン空間」の回答割合が高くなる傾向がみられます。

★ワークショップでは、子どもが安全に遊べる場所が欲しいという意見がみられました。市内公園の維持整備、市内既存施設も活用した場の拡充などが必要ではないかというアイデアが挙げられていました。

③第３期に向けた課題

アンケート調査では、地域の治安に対して不安を感じると回答した割合が低下しており、地域における子どもの安全確保に関する取り組みは進んでいることがうかがえます。一方で、ワークショップでは市内の公園の維持整備が意見として挙げられており、老朽化が懸念される公園遊具の管理など、子どもが過ごす場所の安全性確保に注力していく必要があります。

また、アンケート調査では、インターネットが安心できる居場所になっているという回答がみられました。これまでも、青少年健全育成に関する取り組みは進めてきましたが、近年はＳＮＳにおけるトラブルやインターネットを利用した詐欺なども社会問題として注目されていることを踏まえ、ネットリテラシーの定着に向けた教育を一層進めていくことも必要となります。

（３）子どもの人権尊重と権利意識の推進

①主な取り組みと成果・課題

▼人権感覚の豊かな子ども、保育者、教員を育成することを目指して、保育所（園）・幼稚園、小中学校での人権教育を推進してきました。子どもの発達の段階や地域の実態を踏まえた系統的、計画的な人権教育を引き続き進めていくことに加え、保護者への意識啓発、教員研修の充実などによる人権感覚豊かな教員の育成など、全市的な人権意識の涵養を進めていく必要があります。

▼いじめ防止を目的として、法務局や警察、学校や教育委員会等の関係機関の連携・調整を目的とした「宇陀市いじめ防止推進協議会」を設置していますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり十分に開催できていないため、今後は定期的に会議を開催し、いじめの防止、早期発見、早期解決のための取り組みを協議し推進していきます。

▼虐待の早期発見と予防、対応のためにオレンジリボンキャンペーンにより啓発を行ってきました。今後は市民や関係職員対象に予防と対応のための講演会・研修会を開催することにより、市民への周知や関係者の資質向上を目指します。

②関連する調査結果

●：未就学児童保護者対象調査　◎：小中学生対象調査　★：ワークショップ

◎子ども自身の自尊感情が学校生活や放課後の過ごし方など、子どもの生活の様々な場面において影響がある可能性が調査結果より確認できましたが、自尊感情の高低の変化は、親との関係、特に子ども自身の気持ちを尊重した関わり方に影響を受けている可能性がうかがえます。

◎子どもが安心して、自分らしく生き、夢や希望を持って成長していくために大切なこととして、差別やいじめをしないこと、親の理想を押し付けないこと、自分や他人の意見や考え方などを重視することなど、一人ひとりの個性や権利の尊重に関する意見が多くみられました。

③第３期に向けた課題

小中学生を対象としたアンケート調査では、全体を通じて、個人の価値観や主体性を尊重することが大切であると考えている意見が多くみられます。また、保護者の子どもに対する関わり方については、子どもの主体性を重んじることが子ども自身の自尊感情をはぐくむことにつながる可能性が調査結果よりうかがえます。

本市では、人権意識の涵養を目的として、子どもを対象とした人権教育を進めてきましたが、今後は子どもだけでなく、保護者をはじめとした子どもに関わる機会のある大人を対象とした人権意識の啓発を一層強化する必要があります。特に、こども基本法でも言及されている通り、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の精神を踏まえた意識啓発が必要です。

また、子どもの権利を守るために、いじめの防止や児童虐待の防止についても引き続き注力する必要があります。子ども自身がＳＯＳを発することができるようになるための教育も必要ですが、周囲の大人が気づき、手を差し伸べることができるよう、関係する組織・団体の連携を強化していくことが求められます。

加えて、近年注目されているヤングケアラーの問題についても、子どもの育つ権利や学ぶ権利を守るという視点のもと、上記の問題を抱えている世帯の把握や負担軽減に向けた福祉サービスの利用勧奨など、対策を進めていく必要があります。

（４）子育てを支援する生活環境づくり

①主な取り組みと成果・課題

▼地域子育て支援拠点として運営している子育て支援センター「すくすく」は、地域を超えて子育て中の親子の交流の場となっており、育児のことなどを相談しやすい場ともなっています。今後は、地域の子育て支援機関との連携強化を図りながら、センターの事業や内容等をさらに周知し、子育て中の不安感や孤独感の解消、また虐待の予防につなげることができるような運営を目指します。また、新たに実施される子育て世帯訪問支援事業を通じて、支援を必要とする世帯の不安解消に向けた支援を着実に実施していくことも求められます。

▼ほぼ出産後２か月以内に、こんにちは赤ちゃん訪問または新生児訪問を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響で訪問できないケースもありましたが、オンライン面談や後日訪問で現認率は 100%となっています。今後は、新たに実施される産後ケア事業も進めながら、産婦の育児不安が最も高い時期に支援ができるように早期の関わりを持っていくことが課題となります。

▼第２期計画推進の中核として、子ども・子育て会議を開催して事業の見直しや方向性について協議を進めてきました。保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者などの意見を聴く場として、継続開催します。

②関連する調査結果

●：未就学児童保護者対象調査　◎：小中学生対象調査　★：ワークショップ

●平日の教育・保育として利用したい施設については、「私立保育所（園）」や「認定こども園」が特に高くなっています。

●一時預かり等の預かり事業について、回答者の半数以上が「利用する必要がある」と回答しており、前回調査よりも利用を希望する回答の割合が高くなっています。また、預かり事業の形態としては、一時預かりが約８割で特に高くなっています。

●子育て支援センター「すくすく」の利用について、「利用している」の回答割合は前回調査より上昇しています。今後の利用意向も同様に前回調査より上昇しています。

★ワークショップでは、子どもや保護者が集まる場の確保を求める意見がみられました。保護者同士での悩みや情報の共有の機会となるだけでなく、子ども・保護者双方にとって新しい友人関係を構築できる場として期待されています。

★体調不良時や長期休暇中の預かり対応の充実を求める意見もワークショップでみられました。保護者自身が職場を休むことが難しいという意見に加え、リフレッシュのための時間も欲しいという意見も挙げられていました。

③第３期に向けた課題

少子化の進行に伴い、幼稚園や保育園、認定こども園の利用者数は減少傾向にありますが、核家族化の進行や共働き世帯の増加などを背景として、依然として利用ニーズは高い状況にあります。アンケート調査でも保育園や認定こども園の利用を希望する意見が多くみられた一方、ワークショップでは緊急時や長期休暇時などにも対応できる柔軟な預かり体制を求める意見が多くみられました。

引き続き、待機児童ゼロに向け、幼稚園や保育園、認定こども園における受け入れ体制の充実を図っていくことに加え、駅前託児の実施や病児保育の充実、新たに開始される「こども誰でも通園制度」の本格実施も踏まえ、市内各園との調整や保育に携わる人材の確保に注力し、子育てを支援する環境についての一層の充実を図る必要があります。

また、ワークショップでは交流・相談の場の拡充を求める意見もみられました。現在も子育て支援センター「すくすく」が交流や相談の場となっていますが、新型コロナウイルス感染症の５類移行によって外出や対面の制限が緩和された現在、交流や相談の機会の拡充に取り組み、保護者の不安軽減や親子の交流促進、人と人とのつながりの創出を図ることが重要となります。

（５）子どもの貧困・ひとり親家庭への支援

①主な取り組みと成果・課題

▼経済的な理由により就学及び修学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学援助や宇陀市ぬくもり修学奨励金による支援を実施しています。家庭の経済状況を理由として進学を断念してしまうことのないよう、ひとり親家庭への助成と合わせて継続して取り組みを進めます。

▼子どもの学習機会を保障するための取り組みとして、令和２年度より子どもの学習支援事業を開始しました。提供実績は少ないものの、子どもの貧困対策として重要な取り組みであることから、引き続き学習機会の提供を進めていきます。

▼こども食堂は、食育や子どもの居場所づくりの場となっていますが、地域住民の交流拠点に発展する可能性もあるため、引き続き、県の助成事業の周知を図り、開所に関わる相談に応じるよう努めます。

②関連する調査結果

●：未就学児童保護者対象調査　◎：小中学生対象調査　★：ワークショップ

●ＯＥＣＤの基準に基づいて算出した相対的貧困率を調査結果にあてはめると、回答者全体の約14%が相対的貧困の状態に陥っている可能性のある世帯であると判定されました。なお、家族構成から所得状況を確認すると、ひとり親世帯の場合に、他の家族構成と比べて相対的貧困に該当する割合が高くなる傾向がみられます。

●相対的貧困に該当する世帯では、小学校進学後の放課後の過ごし方について、「自宅」の回答割合が高く、「習い事・スポーツクラブなど」「学童保育」の回答割合が低くなる傾向もみられます。

●「こども食堂」の回答割合については、利用経験・利用希望ともに他の所得段階の世帯と比べて高くなる傾向がみられます。

●相対的貧困に該当する世帯では、抱えている悩みや不安として「子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる」の回答割合が他の所得段階の世帯と比べて高くなる傾向がみられます。

③第３期に向けた課題

今回のアンケート調査の回答者全体における相対的貧困率は 14.4%でした。調査方法や調査対象が異なるため正確な比較はできませんが、令和４年の国民生活基礎調査における国全体の相対的貧困率（子どもの貧困率）は 11.5%で、本市は全国平均と比べて相対的貧困に該当する世帯が多い可能性が調査結果よりうかがえます。

放課後の過ごし方に関するアンケート結果では、相対的貧困に該当する世帯は習い事や学童保育の利用を希望しない傾向がみられました。利用にかかる経済的な負担が大きいためにためらってしまうことが背景にあると考えられますが、これらのサービスは学習や体験の機会、子ども同士や大人との交流の機会を提供できるものであり、サービスを利用できないことは、いわゆる「体験格差」として子どもの成長に影響を与える可能性が懸念されます。

本市においても、子どもの学習機会を確保するための学習支援や経済的支援を実施していますが、すべての子どもが未来に希望を持つとともに、その未来を実現できる力を身に付けられるよう、引き続き学習支援や経済的支援の実施、こども食堂の拡充を進めるとともに、教育分野や地域団体との連携のもと、様々な体験ができる機会やいろいろな人と交流ができる機会を平等に提供していく必要があります。

（6）障がいのある子どもへの支援の充実

①主な取り組みと成果・課題

▼障がいのある子どもに対する自立支援給付事業として、精神、知的または身体に障がいを有するおおむね 20 歳未満の方を対象に、居宅介護や放課後等デイサービス、ショートステイ等のサービスを提供しています。特別児童扶養手当の受給者数、放課後等デイサービスの利用は年々増加傾向にあり、利用者数の推移に注意しながら提供体制の確保に努めます。

▼発達についての個別相談や、心理発達相談事業を実施しています。発達についての個別相談は一定の利用があるものの、常に予約が埋まる状況ではないため、今後の利用状況を見据えて開催回数を増やすことを検討していく必要があります。一方、心理発達相談事業は利用が多く、保護者と児のニーズや病院の受診体制の関係で発達検査のニーズが高まっているため、今後も希望者がタイムリーに相談できる体制構築が必要となっています。

▼臨床心理士や保育士によって発達障がいの子どもへの指導等を行う「こあら教室」（療育教室）は、保健センターとの連携により早い時期から本事業に参加するケースが増加しました。受け入れ人数に制限があるため、今後は、実施場所の選定や人材の確保に努める必要があります。

②関連する調査結果

●：未就学児童保護者対象調査　◎：小中学生対象調査　★：ワークショップ

●子育てをする上で抱えている悩みや不安として、「子どもの発達（性格や癖、ことばの習得など）が心配」の回答割合は約 32%と比較的高くなっています。

★ワークショップでは、子どもの発育や発達に対する不安として、子どもへの接し方に疑問を持つ意見、集団生活や学校生活への適応に不安を感じる意見などがみられました。

③第３期に向けた課題

子どもの発達に関する悩みを抱える保護者はアンケート調査からも多くみられ、発達に関する相談についても利用件数が増加傾向にあります。また、障がいを有する子どもも増加傾向にあり、障がい児のためのサービスの利用希望も多くなっていることから、市町村の努力義務となっている児童発達支援センターの設置など、発達や療育を支援する体制の強化は喫緊の課題です。

相談に対するニーズの高まりがみられることより、障がいの相談事業を担う相談支援事業所の活用促進、相談を実施していることの周知、相談できる機会の拡充など、引き続き相談支援体制の強化が求められます。

（7）子育てと仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）への支援

①主な取り組みと成果・課題

▼育児休業取得への啓発として資料を配布しています。関係課と連携し、企業・事業主への働きかけや、育児休業取得の促進に向け、啓発の充実を図る必要があります。

▼宇陀市で育児をすることの楽しさを知ってもらう「うだ育児の日（毎月 19 日）」を平成 25 年に宣言し、これまで、広報うだに啓発記事を掲載しています。今後は他機関と協働して啓発内容を検討することにより、社会全体で子育てを応援する機運を高める必要があります。

▼子育てと仕事の両立を支援するため、延長保育や学童保育など、様々な預かりサービスを実施しています。緊急時や長期休暇中に子どもを預けられる体制の充実が求められていることや、新たに開始される「こども誰でも通園制度」の運用も踏まえ、働く保護者が子育てと両立できる支援体制を強化していく必要があります。

②関連する調査結果

●：未就学児童保護者対象調査　◎：小中学生対象調査　★：ワークショップ

●育休取得の状況について、「取得した（取得中である）」の回答割合は、父親で約１割、母親で約５割となっており、前回調査と比べて上昇しています。

●育休を取得していない理由について、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」が高くなっており、これらの選択肢は前回調査より若干回答割合が上昇しています。一方で、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が高くなっています。

●子育てをする上での不安や負担、悩みについて、「子育てと仕事との両立が難しい」が最も高く、前回調査と比べて上昇しています。

●周囲の身近な人に求めるサポートについて、「子どもの病気・園行事などで仕事を休むことを理解して欲しい」が最も高く、前回調査と比べて上昇しています。

●子育てに対する感じ方について、全体では約 43%が楽しいと回答していますが、パートナーとともに子育てをしている場合は約 52%まで上昇しています。なお、主に母親のみが関わっている場合は約 37%まで低下しています。

★ワークショップでは、パートナーの子育てへの協力を求める意見が挙げられました。子育てに対する夫婦間での価値観の違い、ワンオペ育児による負担感、妊娠期や出産後の体調不良時に夫の協力を求める意見もみられました。

③第３期に向けた課題

今回の調査では、育休の取得状況もわずかながら改善されていることがうかがえる一方、職場における子育てへの理解がなかなか進んでいない現状がみられます。育児休業を取得しづらい、または早期に復帰しないといけない雰囲気や、子どものための休暇を取ることに対するためらいがあるといった意見は前回調査よりも高くなっており、働きながら子育てをする世帯が今後も増えることが予想される現状において、就労環境の改善は必要な取り組みです。事業所への働きかけが重要となるため、庁内での商工部門や県の労働部門との連携を一層強めていくことが求められるほか、病児保育・病後児保育が利用しやすい環境づくりも必要です。

また、保護者の一方に子育ての負担が偏ってしまう、いわゆる「ワンオペ育児」についても近年問題となっています。アンケート調査では、父親・母親の双方が子育てに関わっていると回答した場合、そうでない場合と比べて子育てが楽しいと感じる傾向がみられました。パートナー同士で協力しながら子育てに携わることができるよう、男性の育児参加に向けた意識啓発を一層進めていく必要があります。

★評価検証のまとめ

本市では、子どもが心身ともに健やかに成長し、自分らしく生きられる社会の実現を目指し、多岐にわたる施策を展開しています。令和６年４月よりこども家庭センターを運営し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供していますが、子育て支援の認知度と利用率のギャップが課題です。制度の周知と利用促進を図り、すべての子育て世帯が気軽に利用できる体制の整備が求められています。さらに、少子化や核家族化を背景に、柔軟な預かり体制や親子の交流機会の拡充が重要視されており、新たな保育制度の実施に向けた準備も進められています。

教育面では、不登校やいじめ、自尊感情の低下といった子どもの課題に対応するため、教育支援センターや居場所づくりを充実させ、安心して過ごせる環境を提供しています。引き続き、子どものケアができる体制を充実させていくとともに、子ども自身が安心でき、ここにいていいと思えるような居場所づくりも進め、すべての子どもが未来に希望を持つことができるような環境づくりに注力していく必要があります。

人権意識の涵養に向けて、子どもや保護者を対象とした啓発活動や子どもの権利条約に基づく教育を推進し、ヤングケアラーへの支援や権利保護にも注力して行く必要があります。

経済的困難を抱える世帯への支援として、学習支援やこども食堂の拡充を図り、体験の機会を平等に提供する環境づくりが必要です。また、障がいのある子どもの増加に対応するため、相談体制の強化を進めていく必要もあります。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、働き方改革の促進や男性の育児参加を啓発し、家庭内外で協力しながら子育てできる社会を目指しています。

これらを通じて、まち全体が一体となって子どもたちを守りはぐくみ、すべての子どもが未来に希望を持つことのできる、夢と笑顔があふれるような宇陀市の実現を目指していく必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念（めざす姿）

未来へはばたくすべての子どもを守りはぐくむ
夢と笑顔あふれる安心のまち　宇陀市

２　基本的な視点

視点１
子どもの思いを尊重した
子育て支援を推進します

すべての子どもについて、性のあり方や国籍、心身の特徴などによって区別・差別されることなく、一人ひとりの思いや考えが尊重されるよう、子ども・青少年の視点に立った子育て支援を推進します。

視点２
子どもが希望する
未来の実現を手助けします

すべての子どもが希望する未来を実現できるよう、教育や体験を受ける機会、医療や福祉を利用する機会を保障し、自立に向けた健全育成と環境づくりを推進します。

視点３
すべての子どもとその家庭の
子育て支援を展開します

保護者が子育てに責任と喜びを感じるとともに、親と子が暮らしに安らぎや夢を持ち続けられるよう、すべての子育て家庭の暮らしを保障できる支援を推進します。

視点４
オール宇陀で
子育て支援を推進します

多様な人々の協力と、助け合いにより生まれる自主的な活動の中で、子育ての楽しさや大変さが分かち合えるよう、地域・家庭・企業・行政等が連携し、宇陀市全体での支援を推進します。

視点５
ワーク・ライフ・バランスの
充実に向けた支援を推進します

市民一人ひとりが家庭や地域生活などにおいて、仕事と生活の調和のとれた生き方（ワーク・ライフ・バランス）が選択できる社会の実現の視点に立った支援を推進します。

視点６
包括的な子育て支援の
仕組みを充実させます

多様な働き方やライフステージに応じた選択が可能な環境を整備し、切れ目ない家族支援体制で安心して子育てできる社会を目指します。

3　重点施策と施策体系

（1）重点施策について

基本理念、基本的な視点に基づき、次の４つの重点施策を定めます。

重点施策１　すべての子どものいのちや権利を守る取り組みの推進

すべての子どもが安心して成長できる社会を実現するため、人権教育を通じた子どもへの権利意識の啓発や、虐待防止対策の強化、いじめや不登校に対する支援、防犯及び交通安全の取り組みなどを進めます。また、子どもの意見や権利が尊重される環境づくりを推進し、子どもが自己の価値を見出し、自らの未来を築ける社会の実現を目指します。

重点施策２　親子の成長を保障する取り組みの推進

親子がともに健やかに成長するとともに、未来に向けて学び、体験できる環境を整えるための施策です。妊娠・出産期からの切れ目ない支援の提供も含めた親子の健康確保をはじめ、食育の推進や次世代の親を育てる支援も行います。また、就学前教育の充実や信頼される学校づくり、多様な体験機会の提供などを通じて、子どもの健全な成長を支援します。

重点施策３　楽しみながら子育てができる環境づくりの推進

家庭が安心して子育てを楽しめる環境を整えるため、すべての子育て家庭に対し、経済的・心理的負担を軽減する支援を提供し、育児と仕事の両立を目指したワーク・ライフ・バランスの確立を支援します。また、子どもや保護者が主体的に地域で活動し、交流できる機会を増やし、地域社会とのつながりを深めながら、子育てを楽しめる環境の充実に努めます。

重点施策４　支援を必要とする世帯への支援の充実

経済面・生活面で困難を抱える世帯や特別な支援が必要な家庭を包括的に支援するため、経済的に厳しい世帯には助成や手当の支給を行い、経済的自立を支えるための支援も提供します。また、発達に課題のある子どもがいる家庭には、相談支援や適切な療育・特別支援教育の場を充実させ、子どもの健やかな成長と家庭の安心を支えます。これにより、すべての家庭がより良い生活基盤を築ける社会を目指します。

（２）計画の全体像と施策体系

基本理念

未来へはばたくすべての子どもを守りはぐくむ
夢と笑顔あふれる安心のまち　宇陀市

大切にしたい視点

視点１ **子どもの思いを尊重した子育て支援を推進します**	視点２ **子どもが希望する未来の実現を手助けします**	視点３ **すべての子どもとその家庭の子育て支援を展開します**
視点４ **オール宇陀で子育て支援を推進します**	視点５ **ワーク・ライフ・バランスの充実に向けた支援を推進します**	視点６ **包括的な子育て支援の仕組みを充実させます**

重点施策１

すべての子どものいのちや権利を守る取り組みの推進

【取組内容】

❶人権教育の推進
❷児童虐待防止対策の充実
❸いじめ・不登校対策の推進
❹安全な地域環境の構築
❺子どもの権利を保障する取組の推進

重点施策２

親子の成長を保障する取り組みの推進

【取組内容】

❶子どもと親の健康の確保
❷食育の推進
❸次代の親の育成
❹就学前教育の充実
❺信頼される学校づくり
❻多様な体験機会や子どもの読書環境の提供
❼青少年健全育成事業の推進

重点施策３

楽しみながら子育てができる環境づくりの推進

【取組内容】

❶すべての子育て家庭への支援
❷子育てと仕事の両立
❸子どもや保護者の主体的な活動や交流機会の充実
❹各種助成・手当

重点施策４

支援を必要とする世帯への支援の充実

【取組内容】

❶各種助成・手当・給付
❷経済的自立に向けた支援
❸発達に関する相談
❹療育・特別支援教育の充実

第４章　重点施策

※　記載上の注意点

●第２期計画策定後に開始した事業及び今後開始予定の事業は【新規】と記載しています。既に開始されている取組には【新規：実施中】、また令和６年度時点では未実施であるものの、今後実施を検討している取組については【新規：計画中】と記載しています。

●「担当課・機関」にある「健康増進課」の母子保健事業、「子育て支援センター」事業及び、「こども未来課」の相談支援に関する事業については、令和８年度より「こども家庭センター」に一元化されます。

重点施策１　すべての子どものいのちや権利を守る取り組みの推進

（１）人権教育の推進

生命の尊さや人権尊重の考え方について理解を深め、お互いを認め合い共生する心や行動力を育てるため、小・中学生を対象に、家庭・学校・地域が連携し、人権教育や異文化学習、体験活動を推進します。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
1	保育園・こども園・幼稚園での人権教育	生命の尊さに気づき、自分自身を大切にするとともに、人の気持ちを思いやる心を育み、お互いを大切にし合う態度や行動を育成します。	教育総務課 こども未来課
2	学校地域パートナーシップ事業（放課後子ども教室）	小・中学生を対象とし、家庭、学校、地域の連携協力により人権学習や異文化学習等の様々な体験活動を通して、社会性（自主性・創造性）を培うとともに、人とのつながりの大切さを学ぶ活動を推進します。	生涯学習課
3	小・中学校での人権教育の推進	一人ひとりの人権を尊重し、お互いを認め合い、大切にする仲間づくりを進め、いのちの大切さや差別に気づき、ともに生きる感性や行動力を育成します。	教育総務課 小・中学校

（２）児童虐待防止対策の充実

関係機関による連携の強化や、健康診査・家庭訪問等の家庭と関わる機会の活用、市民を対象とした児童虐待に関する知識の周知啓発、妊娠期から子育て期までの一貫した相談支援体制の強化を通じて、児童虐待の予防と早期対応に取り組みます。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
4	要保護児童対策地域協議会	児童虐待やその他の理由で保護や支援が必要な児童やその家族に対して、関係機関が連携し、早期発見、適切な保護のため、情報を共有し、協議を行います。	こども未来課 各種関係機関
5	虐待の早期発見と予防、対応	虐待の予防について啓発し、母子保健、保育園・こども園・幼稚園、小・中学校等の健康診査等、あらゆる機会において児童虐待の早期発見に努めます。また、民生児童委員等の関係機関とも連携し支援、対応を行います。	こども未来課 各種関係機関
6	個別事例検討会議（ケース会議）	要保護児童対策地域協議会で開催される会議の一つで、個別処遇困難ケースの支援方針や役割分担などを協議し、個々のケースに応じた支援計画を作成します。	こども未来課
7	養育支援家庭訪問事業	養育が適切に行われるよう、家庭を訪問することにより、養育に関する相談、指導、助言などの支援を行います。	こども未来課
8	子ども家庭総合支援拠点の設置	すべての子どもと家庭の課題に対し、子育て支援に関する専門性を有した人的資源により、相談・ソーシャルワークを行います。	こども未来課
9	家庭児童相談の充実	専門職による家庭児童相談を実施し、子育てに関する幅広い相談に対応します。	こども未来課
10	児童虐待予防講演会	児童虐待の未然防止に向け、市民の理解を深め、協力を求めるための講演会を開催します。	こども未来課
11	こども家庭センターの開設 【新規：実施中】	令和８年度より、こども未来課における相談支援部門、健康増進課母子保健部門、子育て支援センター部門が一体となり、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に情報を共有しながら、妊娠期から子育て期まで一体的な相談や支援を行います。	こども未来課 健康増進課 子育て支援センター ↓ こども家庭センター

（3）いじめ・不登校対策の推進

関係機関との連携を通じて、いじめ防止や早期介入に取り組みます。また、児童生徒が抱える問題に対応するため、教育支援センターを通じた相談支援、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーによる心理ケアや生活環境の支援などを提供できる体制の強化に努めます。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
12	宇陀市教育支援センター「はばたき教室」	宇陀市内小･中学校児童･生徒の自立を図り、在籍校への復帰を促すとともに、状況に応じた適切な指導や学習の機会を設定し、学習継続への意欲向上を図ります。また、保護者からの不登校に関する相談業務を実施します。	教育総務課
13	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	スクールカウンセラーによる子どもと親の心理ケアを行います。また、スクールソーシャルワーカーにより、児童生徒が抱える生活環境の問題などに対し、福祉制度などを活用し支援します。	教育総務課 こども未来課
14	宇陀市いじめ防止推進協議会等条例	いじめ防止対策推進法の制定に伴い、いじめの防止のために、法務局、警察、学校、教育委員会等の関係機関が連携して協議･調整するために設置しています。	教育総務課
15	専門職による相談支援事業 【新規：実施中】	精神保健福祉士等専門職が、児童生徒、保護者、教員への助言や訪問事業を実施します。また必要に応じ福祉的視点からのアセスメントやプランニングを行い課題解決の早期発見、早期介入に努めます。	中央保健センター

※　教育支援センター「はばたき教室」の開室以外にも、学びの場として、校内での別室指導・家庭でのオンライン学習・県のネットワーク型フレキシスクール・自主夜間中学校等も選択肢の一つとして検討することができるように、児童生徒や保護者に対して情報提供し、可能な範囲で個に応じた支援を行うように努めています。

※　相談業務における専門職の確保

質の高い支援を行うため、専門職（心理士・精神保健福祉士・保健師・社会福祉士等）の確保を図ります。また、専門知識とスキルを持つ人材の教育に力を入れ、現場での実務経験を積む機会を提供し、高いモチベーションを維持できるようサポートします。さらに、定期的なフィードバックやスキルアップのための研修を行い、最新の知識を習得します。

（４）安全な地域環境の構築

子どもたちを危険から守るため、協議会を通じた交通安全対策を進めるほか、交通安全・防犯意識の醸成に向けた機会の提供、地域の協力による見守り体制の強化などに取り組みます。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
16	交通安全登校児童指導	春と秋の交通安全運動期間中、通学路等において交通指導を実施します。また、関係団体と連携して、通学路の安全確保に取り組み、平素の見守り活動等への協力を行います。	危機管理課 教育総務課
17	交通対策協議会による地域の安全対策の推進	市の関係機関で構成された協議会により、交通安全対策協議及び啓発活動や看板設置などの推進活動を実施します。	危機管理課 教育総務課
18	乳幼児用補助装置（ベビーシート）貸与業務事業	新生児から６か月未満の乳児を保護養護している方を対象に、ベビーシートを貸与することにより、乳児の安全の確保と保護者の経済的負担を軽減します。	こども未来課
19	交通安全教室	園児、児童、生徒を対象に、警察の協力を得て、交通安全教室を実施します。	教育総務課 こども園等 小・中学校
20	「子ども 110 番の家」旗の設置	子どもたちが登下校等の外出時、身の危険を感じたときに、すぐ助けを求められるような場所を「旗」により表示し、子どもを犯罪等の被害から守ります。	危機管理課 教育総務課
21	防犯ブザーの配布	小・中学校の新入生及び転校生に、防犯及び安全対策のため防犯ブザーを配布し、防犯意識の向上と対策の充実を図ります。	教育総務課
22	青色防犯パトロール	市内通学路等を中心として、青色回転灯を装着した公用車で走行する、青色防犯パトロールを実施し、子どもたちの安全確保に努めます。	危機管理課
23	防犯教室	園児、児童、生徒を対象に、警察の協力を得て、防犯教室を実施します。	教育総務課

No.	取組名称	内容	担当課・機関
24	キッズゾーンの設置【新規：実施中】	市内就学前施設周辺において園児たちに対する注意すべきという意識の高揚、安全対策の一層の推進、ドライバーに対する注意喚起の目的で設置しています。	こども未来課
25	安心安全な通園ルートの確保【新規：計画中】	新たに建設される榛原こども園及びその周辺の登園ルート等を整備します。	こども未来課

（5）子どもの権利を保障する取組の推進

子どもの主体性が尊重されるとともに、子ども自身が有する様々な権利が侵害されることのないよう、子どもからの意見を聴取する機会の確保や、ヤングケアラー対策や性被害対策などに取り組みます。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
26	子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査【新規：実施中】	計画の策定や見直しを行うにあたり、計画の当事者となる小学生や中学生に自身のことや将来に対する思いなどの意見を聞き、子ども・子育て支援に関する施策に反映します。	こども未来課
27	ヤングケアラー実態調査【新規：計画中】	ヤングケアラーと思われる子ども等の実態をより正確に把握し、今後の支援、施策に生かすことを目的に、学校等と協働してオンラインによる実態調査を行います。	こども未来課 教育委員会
28	母子保健通訳者派遣事業（たまひよバイリンガル事業）【新規：実施中】	市内の社会福祉施設等に勤務する外国語と日本語の通訳が可能な方を通訳として母子保健事業に派遣し、市内に在住の外国人保護者及び母子の意思の疎通を容易にし、育児負担軽減や孤立感の解消を図ります。	健康増進課
29	性被害防止対策【新規：実施中】	性被害を自分から訴えることが難しい子どもを守るため、各保育所・こども園に着替え用のパーティションなどを設置し、性被害対策を実施します。	こども未来課

重点施策２　親子の成長を保障する取り組みの推進

（１）子どもと親の健康の確保

母親の妊娠・出産への不安や悩みを軽減するとともに、子どもの健やかな成長・発達を支援するため、妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導、産後のサポートの推進、子どもへの予防接種など、妊娠期から乳幼児期にかけての切れ目のない支援を行うほか、子どもの成長発達に応じた相談体制の充実、個々のニーズから利用可能な子育て支援サービスの情報提供や関係機関へつなぐための相談体制を強化します。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
30	不妊治療費助成事業	一般不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療を行っている市民の負担軽減を図ります。	健康増進課
31	不育症治療費助成事業	不育症治療に要する費用の一部を助成し、不育症治療を行っている市民の負担軽減を図ります。	健康増進課
32	母子健康手帳の交付	妊娠届を出された方に母子健康手帳の交付を行います。交付の際に面談を行い、妊婦の健康状態を把握するとともに、母子保健サービスの説明を行います。	健康増進課
33	妊娠判定受診料補助	非課税世帯に対し、年２回まで妊娠判定受診料の助成を行います。	健康増進課
34	妊婦健康診査費用の一部助成	妊娠届を提出された方に、妊娠中の健康診査にかかる費用を補助します。また、県内医療機関受診者は受診券で定期受診の回数等について確認します。	健康増進課
35	妊婦歯科健診	妊娠中１回、市内の指定医療機関において無料で歯科健診を実施します。	健康増進課
36	妊婦全戸電話相談	すべての妊婦に対して妊娠期の電話相談を実施し、妊娠・出産に関する不安の解消や心身の健康状態の把握を行います。	健康増進課
37	乳児・産婦訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問）	生後４か月までの乳児及び産婦に対し、専門職が家庭訪問または面談を行い、育児や子育て支援、産婦の健康について相談を行います。	こども未来課 健康増進課

No.	取組名称	内容	担当課・機関
38	予防接種説明会	生後２か月の乳児の保護者に予防接種の受け方について説明を行うとともに、子育て支援情報を提供し、保護者同士の交流を図ります。	健康増進課
39	予防接種	市内及び市外指定医療機関に委託し各種定期予防接種を実施します。	健康増進課
40	ひよこクラス（育児教室）	赤ちゃんの育児や発育、病気や事故の対応、離乳食、歯の手入れ、絵本の読み聞かせ等について学び、保護者同士の交流を図ります。	健康増進課
41	たまひよサロン	子育て支援センターで、ひよこクラス参加者と妊婦の交流会を行います。	健康増進課
42	乳幼児相談	保健師等が訪問及び面談を実施し、育児や健康についての相談・指導を行います。	健康増進課
43	乳幼児健康診査	各月齢に応じた発達や育児の状況、生活習慣などを把握し、必要な助言・指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図るとともに、育児不安の軽減を図ります。	健康増進課
44	子ども元気ダンス	子どもたちの健やかな成長を願い、「健幸都市“ウェルネスシティ宇陀市”」を目指し、宇陀市独自の「うだ子ども元気ダンス」を創作し、幼児期の望ましい運動習慣として身体を動かす機会を与え、子どもたちの体力向上に努めます。	こども未来課
45	宇陀市立病院小児科	小児医療体制の充実を図るとともに、こども家庭センター、地域子育て相談機関、病児・病後児保育事業等との連携を図りながら、（事故の防止や虐待の予防など）予防的な視点を含めた小児医療の提供に努めます。	宇陀市立病院
46	小児・妊産婦医療情報の提供及び救急医療情報の提供	安心して出産を迎えるための体制（遠方受診費用補助等）を検討します。 また、市内及び近隣市町村の医療機関に関する情報提供を行うとともに、一次救急、二次救急、三次救急体制の理解を深め、適切な医療を受けることができるように周知を図ります。	健康増進課
47	子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・育児の期間の切れ目のない支援を目指して、関係機関と連携のもと相談支援を実施します。妊娠から出産までの取り組みの充実を図ります。	健康増進課

No.	取組名称	内容	担当課・機関
48	利用者支援事業 （基本型）	子育てなどに関する悩みや疑問について随時相談を受け、個別のニーズを把握し、情報を提供するとともに、各種サービスの利用にあたって支援を行います。	子育て支援センター
		様々な理由により困難を抱える子どもとその家庭に対し、日常的に相談を受け、個別のニーズを把握し、こども家庭センターと連携して必要な情報を提供するとともに各種サービス利用にあたっての助言・指導を行います。	大和育成園
49	地域子育て相談機関 【新規：実施中】	子育て家庭などから日常的に相談を受け、個別のニーズを把握し、こども家庭センターと連携し、情報提供するとともに、各種サービス利用にあたっての助言・指導を行います。	こども園
50	子育て世帯訪問支援事業 【新規：実施中】	家事、育児等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援事業を行う支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事、育児等の支援を実施することで、家庭環境及び養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	こども未来課
51	生殖補助医療費助成事業（こうのとりサポート事業）【新規：実施中】	不妊治療における生殖補助医療に要する費用の一部を助成し、不妊治療を行っている市民の負担軽減を図ります。	健康増進課
52	妊婦等包括相談支援事業【新規：実施中】	妊婦及びその配偶者に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行い、ニーズに合わせて必要な支援につなぎます。	健康増進課
53	産後ケア事業 【新規：実施中】	産後の母子に対して、医療機関及び助産院等への通所や宿泊、または助産師の自宅訪問による専門的な心身のケアや育児サポートを行い、産婦の身体の回復、心の安定を図ることで産後も安心して子育てできる支援体制を確保します。	健康増進課
54	うだ子ども元気づくりプロジェクト 【新規：実施中】	定期的な体育指導により、体を動かす楽しさや挑戦する面白さを感じる機会をつくり、子どもたちの体力の向上と心の発達を促し、健やかな成長を促します。	こども未来課

No.	取組名称	内容	担当課・機関
55	葉酸サポート事業 【新規：実施中】	妊娠を予定している女性や妊娠の可能性がある女性に対して葉酸サプリメントを配布し、将来の妊娠のための健康管理及び生まれてくる赤ちゃんの健全な発育を図ります。	健康増進課

（2）食育の推進

心身の健全な成長や生活習慣の確立を図るため、子どもの成長に応じた食育の推進や家庭や子ども自身への食育意識の啓発に取り組みます。また、地域の身近な食材を通して、食と農についての親近感を得るために、学校や地域の協力による地産地消の活動にも取り組みます。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
56	授乳相談	助産師が産後早期から授乳や育児についての不安・悩みの個別相談・指導を行い、産婦の育児負担軽減や孤立感の解消を図ります。	健康増進課
57	離乳食相談	管理栄養士が離乳食（幼児食）に関して正しい知識や情報を知ることで不安や悩みを解消し、安心して子育てができるよう支援します。	健康増進課
58	食生活改善推進員協議会活動	食育推進活動の一端を担う食生活改善推進員によるおやこ料理教室等を開催し、バランスの良い食事や野菜の摂取や料理の楽しさを体験することで、食への興味と関心を高めます。また、中学校での食育授業において郷土・伝統料理の学習や調理実習を実施し、後世に伝承していきます。	中央保健センター
59	食育の推進	子育て世代だけでなく、親世代を含めた市民全体に食育を啓発する媒体としてケーブルテレビ（うだチャン 11）や広報、インスタグラム、レシピ集等を活用し、望ましい食事内容や野菜摂取量の増加、減塩をすすめる取組を推進します。	中央保健センター
		子どもたちが正しい食習慣を身に付け、心身ともに健康な生活を営めるよう、給食等を通じて食に関する正しい知識の普及を行います。	保育園・こども園等 学校給食センター 教育総務課 こども未来課

No.	取組名称	内容	担当課・機関
60	なかよし献立 【新規：実施中】	保育園・こども園・幼稚園・小中学校が月に１回同じメニューの日を設け、ケーブルテレビで放送し、老若男女問わず食や食文化などの情報普及を図ります。 食材に触れたり、野菜などの育ちを知ることにより、食に関する興味を持たせ、食べる力を育みます。	保育園・こども園等 学校給食センター 教育総務課 こども未来課

（３）次代の親の育成

次代を担う子どもや若い世代の人たちが、自分自身の生き方や進路について考え、将来に対する希望を持つことができるよう、多様な世代との交流機会の提供に取り組みます。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
61	異年齢交流・職業体験	職場体験学習の一環として保育園・こども園・幼稚園で保育を体験し、中学生・高校生が乳幼児とふれあう機会を広げます。	中学校・高校 保育園 こども園等
62	中学生と乳幼児のふれあい交流事業	中学生が生命の誕生や成長について学び、また、乳幼児や保護者との交流を通して、いのちの大切さや子育ての大変さを知る機会として、市内全中学校で実施します。	市内各中学校 教育総務課 健康増進課

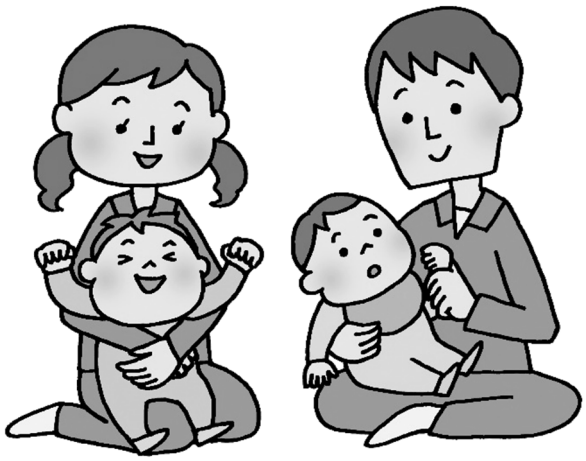

（４）就学前教育の充実

就学前の子どもが、自ら学び、考え、主体的に判断し、豊かな人間性と健康な体を養う「生きる力」を育成するため、学力や心を育む基礎、基本となる様々な経験を重ねることができる教育の充実を目指します。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
63	未就園児交流会	就園前の親子を対象に、交流会を開き園に来て保育士や在園児と一緒に遊び慣れ親しむ機会をつくります。また保護者の交流も図ります。	こども園等
64	保育園・こども園・幼稚園と小・中学校の連携	子ども一人ひとりの育ちを確実なものとしていくために、成長発達の見守りを促していけるよう、保育園、こども園、幼稚園、小・中学校間の研修や交流を深めます。	教育総務課 こども未来課
65	乳幼児教育の振興活動	養育者に幼児教育の重要性を知らせ、子育ての楽しさを理解してもらうことを目的として、クラス懇談会や個人懇談会を行います。また、園だよりやクラスだよりを配布したり、教育講演会を実施したりします。	教育総務課 保育園 こども園等
66	世代間交流事業	地域の方とふれあう機会を通して、いろいろな年齢の人と関わる楽しさを知ったり、人と関わる力を養ったりする機会としてとらえ、計画的に交流を行います。	保育園 こども園等
67	ＩＣＴ（コドモン）の活用 【新規：実施中】	保育所等における業務のＩＣＴ化を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り働きやすい環境を整備するとともに、子どもと向き合う時間を増やし、保育の質・安全性の向上を図ります。また、保護者の負担を軽減し利便性の向上を図ります。	こども未来課
68	榛原地域就学前施設・こども家庭センター整備事業 【新規：実施中】	老朽化が進む榛原幼稚園、榛原東幼稚園、榛原北保育園を統合し、幼保連携型認定こども園を整備します。 また、地域の子育て支援の拠点として、こども家庭センターを同施設内に設置します。	こども未来課 こども家庭センター

（5）信頼される学校づくり

子どもたちが未来へ主体的に歩む土台を築くためには、確かな学力と自立する力を育んでいくことが必要です。学校は地域とともに社会に対応した教育環境をつくるため、教職員や組織の能力向上、特色ある学校づくり等により、信頼される学校づくりを進めます。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
69	総合学習	「生きる力」の育成を目指し、小・中学校が創意工夫を生かして、自ら学び、自ら考える力を身に付け、協働的な学びを通じてよりよく問題を解決する資質や能力等を育むことができるよう努めます。	教育総務課 小・中学校
70	道徳教育	体験活動を生かした道徳教育、道徳の時間における資料の開発及び効果的な活用について、学校、家庭、地域社会が一体となって取り組み、実践的に研究を行います。	教育総務課 小・中学校
71	園・小・中学校の安全対策	児童・生徒が安全かつ安心して活動ができるよう、校庭や遊具等の点検と安全対策、防災設備の整備やセキュリティの強化など計画的かつ総合的に点検、整備します。	こども未来課 教育総務課 小・中学校
72	学校地域パートナーシップ事業	小・中学生を対象とし、家庭、学校、地域の連携協力により、様々な体験活動を通して、社会性（自主性・創造性）を培うとともに、人とのつながりの大切さを学ぶ活動を推進します。	生涯学習課
73	学校施設の開放	小・中学校の体育施設（体育館・運動場）を社会普及のため、市民の方々に開放します。	教育総務課 小・中学校
74	学びの広場ＵＤＡプラン	児童・生徒の学力向上のため「保育・授業の充実」と「基本的学習習慣」の確立に向けた取組を行います。全国学力状況調査等を分析し、授業改善に努めます。	教育総務課 小・中学校 保育園 こども園等
75	学校適正化 【新規：計画中】	未来を担う子どもたちに適切な教育環境を整えることを目的に学校規模の適正化について取り組みます。	教育総務課

（６）多様な体験機会や子どもの読書環境の提供

地域の環境特性を活用し、子どもたちが様々な体験活動のできる場と機会の充実や、読書に親しむ機会の提供などに取り組みます。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
76	学童保育	保護者の就労等により、昼間保護者等が家庭にいない小学生児童が、学童保育室において集団生活を体験し、学校と家庭のつなぎの場として児童の健全育成を図ります。	こども未来課
77	子ども食堂への支援	こども食堂は、子どもや地域の人々に対し無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する社会活動です。 市では運営を支援するための費用助成や新規開設を支援するための開設セミナー等（意見交換会）を行います。	民間団体 こども未来課
78	絵本の読み聞かせ事業	乳幼児とその保護者を対象に、図書館等で、本に親しむ習慣を身に付けるために、絵本の読み聞かせ及び絵本の紹介を行います。	図書館
79	読書活動の推進	幼・保・こども園における図書コーナーの整備・充実を図るとともに、ボランティア団体等による絵本の読み聞かせ活動の充実に努めます。小・中学校における図書の展示や学級文庫などの工夫を行い、子どもが利用しやすい魅力ある環境づくりに努め、新鮮な資料を提供するなど、図書の整備・充実に努めます。	図書館
80	ファーストバースディ絵本の贈呈事業	子どもの１歳の誕生日を祝い、絵本を介して親子のふれあいを深め、幼児期から本に親しむ習慣が育まれるよう絵本を贈呈します。	こども未来課
81	文化芸術活動体験交流	廃校となった小学校等の施設において、地域の魅力を生かしながら、文化芸術や自然に触れる機会を提供します。	政策推進課
82	子どもフェスタ	市内の子どもとその保護者を対象に、仲間づくりや参加者の交流を図るための各種プログラムを実施します。	生涯学習課
83	市スポーツ少年団	市内在住の小学１年生から 19 歳以下の男女を対象として結成しているスポーツ少年団に対し、各団の活動、親善球技大会等の実施、子どもフェスタへの参画を支援します。	生涯学習課

No.	取組名称	内容	担当課・機関
84	子どもの学習支援事業	生活困窮世帯等の子どもに対し学習支援を行うことで、教育の機会均等を図ります。また、子どもに対する居場所づくりを行います。	厚生保護課 社会福祉協議会
85	自主学習スペース	市の公共施設を利用し、静かな環境で集中して学習できる自主学習スペースを提供します。	中央公民館 榛原総合センター
86	子ども第三の居場所「宇陀ほっとスペースつどい」 【新規：実施中】	様々な理由により、支援が必要な子どもたちを支える拠点です。食事の提供、学習支援、体験活動や交流事業などを通して基本的生活習慣の形成を促し、安心して過ごせる居場所を確保するとともに、社会と関わる力を育みます。	こども未来課 大和育成園
87	学校部活動の地域連携・地域移行 【新規：計画中】	中学校部活動を学校単位での活動から、「地域と連携・地域での活動」へと移行します。生徒が、スポーツや文化芸術活動等に親しんで取り組むことができる環境を整備し、段階的に地域移行を進めていきます。	生涯学習課 教育総務課

（7）青少年健全育成事業の推進

青少年の健全育成・非行防止を目的として、学校、家庭、地域、事業所（コンビニエンスストア等）の協力のもとでの周知啓発や、啓発標語の募集などにより、いじめや非行防止等について自らが考える機会の提供を進めます。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
88	非行被害防止及び有害情報防止対策の推進	中学生を対象に、喫煙・飲酒・薬物やインターネットの利用についての正しい知識を啓発し、未成年の不良行為を防止します。	生涯学習課
89	街頭啓発	青少年の問題行動の早期発見と未然防止のために、市青少年健全育成協議会との連携により街頭啓発活動を実施します。	生涯学習課
90	啓発標語募集	市青少年健全育成協議会との連携により、青少年の健全育成のための啓発標語募集を行います。	生涯学習課

重点施策３　楽しみながら子育てができる環境づくりの推進

（１）すべての子育て家庭への支援

ライフスタイルが多様化するなか、様々な子育てニーズに対応できるよう、市民による協力も含めた預かり体制の構築、知識獲得や情報提供の中心となる場の充実などに取り組みます。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
91	地域子育て支援拠点事業	就学前の親子が集える場所として施設を開放します。親子教室、出前保育、子育て等の相談、情報の提供、子育て講座の実施、親子サークル活動の支援等を実施します。	子育て支援センター
92	ファミリー・サポート・センター事業	生後６か月から小学３年生までの子どもを養育している方を対象に、安心して子どもを産み育てることができる環境実現のため、ファミリー・サポート・センターを設置し、仕事と育児の両立及び地域の子育て支援の環境づくりに取り組んでいます。また、定期的に養成講座を実施し、会員を増やし、地域での子育て支援の充実を図ります。	こども未来課
93	こんにちは赤ちゃん訪問	生後４か月までの乳児及び産婦に助産師や保健師が家庭訪問または面談を行い、育児や子育て支援、産婦の健康についての相談を行います。	健康増進課 こども未来課
94	子育て短期支援事業（ショート・トワイライト）	保護者が疾病などで児童の養育が一時的に困難になった場合に、施設で児童を保護・養育します。	こども未来課
95	預かり事業	通常の幼稚園教育時間の終了後、園児を預かります。	こども未来課 こども園等
96	一時保育	保護者の私用などで一時的に家庭で保育ができない場合に、就学前の子どもが保育施設を利用できる事業を実施します。	こども未来課 保育園・こども園
97	子ども・子育て会議	宇陀市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための審議の場を開催します。	こども未来課
98	子育て情報誌の提供	情報誌「すくすく」を発行し、関係機関と連携して子育て情報の提供を行います。	こども未来課

No.	取組名称	内容	担当課・機関
99	子育て世帯訪問支援事業 【新規：実施中】	家事、育児等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援事業を行う支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事、育児等の支援を実施することで、家庭環境及び養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	こども未来課
100	こども誰でも通園制度 【新規：計画中】	保護者の就労状況や理由を問わず、未就学の子どもを認定こども園に時間単位で預けることができ、保育の専門職がいる環境で家庭とは異なる経験ができる機会を提供します。	こども未来課
101	駅前託児事業 【新規：計画中】	買い物や理容、兄弟姉妹の参観や医療受診など、忙しい保護者のニーズに応じて、短時間（１時間単位）で気軽に託児が利用できる託児室を開設します。託児は保育士とファミリーサポーターが行います。	こども家庭センター

（2）子育てと仕事の両立

共働きの世帯が増えているなか、仕事をしながらでも落ち着いて子育てができるよう、子育てに対する理解促進に向けた市民や企業に対する周知啓発、柔軟に子どもを預けることができる体制の充実などに取り組みます。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
102	育児休業取得への啓発	企業・事業者に対し、労働者への育児休業取得についての啓発を進めます。	人権推進課 こども未来課
103	男女共同社会の必要性の啓発	宇陀市男女共同参画計画に基づき、仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性についての啓発を行います。	人権推進課
104	男女共同参画による子育ての促進	妊婦の配偶者・乳幼児の養育者に対して、妊婦届け時や予防接種、乳幼児健診、子育て支援センター事業等の場面で父親の育児参加を促します。 子育て支援センターの利用や育児について、母親だけでなく父親にも気軽に利用してもらえるように周知します。	健康増進課 子育て支援センター
105	うだ育児の日推進事業	毎月 19 日を「うだ育児の日」とし、子育ての楽しさや喜びを伝え、地域・社会全体で子どもを育むことへの意識啓発を実施します。	こども未来課
106	延長保育	保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業などで一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用します。	こども未来課
107	病児保育 【新規：計画中】	保護者が就労している場合、病院・保育園等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応をするものです。	こども未来課 宇陀市立病院
108	病後児保育	お子さんが発熱や下痢、感染症などの病気の回復期にあり、保護者が仕事などで家庭保育ができない場合に、病後児保育室で保育します。	こども未来課

No.	取組名称	内容	担当課・機関
109	ゆとり登園サポート事業（オムツ助成） 【新規：実施中】	市内の公立保育園等の園児が使用する紙おむつの費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、子育てと仕事の両立の支援を図ります。また、使用済み紙おむつを一括処分することで、保護者の持ち帰り及び保育士の負担軽減を図ります。	こども未来課

（3）子どもや保護者の主体的な活動や交流機会の充実

新しい友達との出会い、悩みや不安の共有、子育てに有益な情報の入手などを目的として、子どもや保護者同士が交流できる機会の提供に取り組みます。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
110	園庭開放	園庭を開放し、保護者の責任のもとで、交流を深める場とします。	こども園等
111	子育てサークル活動育成支援事業	親子の交流の場として、サークル作りを推進します。交流や活動場所の提供、活動内容や運営に関する助言を行うことにより、サークル独自の主体的活動を支援します。	子育て支援センター
112	かるがもくらぶ	おおむね就学前の子どもを持つ保護者を対象に、発達への心配や子育てへの不安や悩みのある方に対し、保護者間での情報交換や思いを共有できる場です。	介護福祉課
113	井戸端会議	子どもの発達に不安や悩みを抱えている方に対し、問題の解消及び改善に向けての対応策を、市障害者地域自立支援協議会・子ども支援部会とともに検討する場です。	介護福祉課

（4）各種助成・手当

保護者の方の不安や負担を軽減し、子どもの将来に向けた子育てに希望を持つことができるよう、子育てにおける様々な経済的負担を軽減する各種助成や手当を支給します。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
114	児童手当	高校卒業までの子どもを養育している方を対象に、手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	こども未来課
115	子ども医療費助成事業	乳幼児医療費助成制度及び子ども医療費助成制度により、18 歳に達する日以後最初の３月 31 日まで子どもの通院医療費及び入院医療費の助成を実施します。	保険年金課
116	国民健康保険税の減額及び出産育児一時金	国民健康保険加入の出産被保険者に対して、産前産後期間相当分の国民健康保険税を減額するほか、出産育児一時金を支給し、保護者の経済的負担を軽減します。	保険年金課
117	ぴかぴか一年生応援給付金	子育て世帯の応援として、小学１年生または中学１年生の児童がいる家庭に応援給付金を支給します。	こども未来課
118	すくすく子育て応援金【新規：実施中】	新生児の誕生を祝い、子育て世帯の保護者の経済的な負担を軽減し、子どもたちの健やかな成長を願って応援金（ウッピー商品券）を贈ります。少子化対策及び子育て世帯の定住促進を図ることを目的とします。	こども未来課
119	こども園・保育園給食費無償化【新規：実施中】	子育てしやすいまちづくりを実現するため、子どもたちの健やかな発育・発達の重要な要素となる「食」を市が全面的に支援し、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、市内のこども園・保育園へ通園する３歳児から５歳児までの給食費を無償とします。	こども未来課
120	市立幼稚園小中学校給食費無償化事業【新規：実施中】	子育てしやすいまちづくりを実現するため、子どもたちの健やかな発育・発達の重要な要素となる「食」を市が全面的に支援し、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、市内の幼稚園・小中学校の給食費を無償とします。	学校給食センター

No.	取組名称	内容	担当課・機関
121	妊婦のための支援給付【新規】	妊婦であると認定された後に５万円を、妊娠している子どもの人数に応じて、届出後に１人につき５万円を支給します。	健康増進課
122	定住促進奨励事業（子育て世代支援事業）【新規】	人口減少対策と定住促進を推進するため、市内に住宅を取得した要件を満たす方に奨励金（ウッピー商品券）を交付するとともに、18 歳以下の子どもがいる子育て世代の方には奨励金を上乗せして交付します。	政策推進課

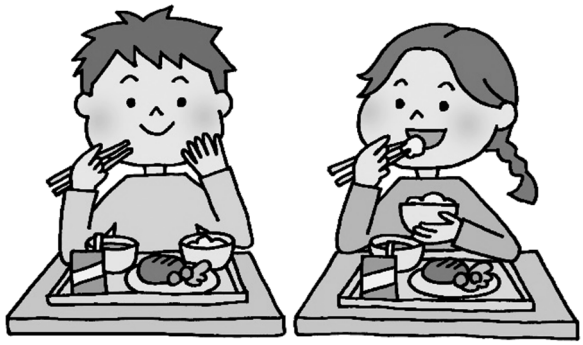

重点施策４　支援を必要とする世帯への支援の充実

（１）各種助成・手当・給付

子どもが教育を受けたり、医療を利用したりする機会を経済的な理由で奪われることがないよう、支援を必要とする子育て世帯に対する各種助成や手当、給付の支給を行います。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
123	就学援助	小・中学校に在籍している児童・生徒で生活保護を受けている家庭やそれに準じる程度に困窮している家庭を対象に、学用品費、修学旅行費などの教育費の一部を助成します。	教育総務課
124	宇陀市ぬくもり修学奨励資金	学校教育法に規定する高等学校、高等専修学校、高等専門学校、短期大学、大学にその年度に入学した人で宇陀市に住所があり、向学心に富み、将来のまちづくり活動に積極的に取り組む意欲を持っている人に対し資、修学奨励資金を支給します。	教育総務課
125	児童扶養手当	母子（父子）家庭や父（母）に障がいがある家庭に対して、児童扶養手当を支給します。	こども未来課
126	ひとり親家庭等医療費助成事業	母子（父子）家庭の健康の保持増進を図り、母子（父子）家庭の生活の安定と福祉の向上のため、医療費の一部を助成します。	保険年金課
127	未熟児養育医療給付事業	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を助成します。	保険年金課
128	特別児童扶養手当	精神、知的または身体に障がいを有する 20 歳未満の児童を養育している方を対象に、経済的負担を軽減するために手当を給付します。	こども未来課
129	障害児福祉手当	20 歳未満の在宅重度障がい児で常時介護を必要とする方を対象に、経済的負担を軽減するために手当を給付します。	介護福祉課
130	障がいのある子どもに対する自立支援給付事業	精神、知的または身体に障がいを有する 18 歳未満の方を対象に、居宅介護や放課後等デイサービス、ショートステイ等のサービスを提供します。	介護福祉課

No.	取組名称	内容	担当課・機関
131	特別支援教育就学奨励費	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒を持つ保護者の方の経済的負担の軽減を目的として、学用品費や修学旅行費などの教育費の一部を援助します。	教育総務課

（2）経済的自立に向けた支援

経済的に厳しい状況におかれた世帯が、自らの力で生計を立てられる程度まで自立できるよう、相談支援や家計改善支援、就労に向けた支援を実施します。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
132	自立相談支援窓口	生活保護には至らないが、様々な事情により生活や仕事等に困っている方々の相談を受け、自立に向けての支援を行います。	厚生保護課
133	家計改善支援事業	生活困窮者の家計再建を支援する計画を策定し、収入の改善や家計管理能力の向上、各種情報提供や債務整理等の支援を行います。	厚生保護課 社会福祉協議会
134	就労準備支援事業	引きこもり等で社会とつながれていない人や、就労に向けて準備が整っていない人等が、基礎的な力を身に付けるための支援を有期で行います。	厚生保護課

（3）発達に関する相談

発達に課題を抱える子どもの保護者の不安や負担を軽減するために、関係機関との連携のもと、情報提供、専門的な相談支援を提供できる体制を強化します。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
135	利用者支援事業（基本型）	何らかの障がいを有する家族を抱える家庭に対し、日常的に相談を受け、個別のニーズを把握し、こども家庭センターと連携して必要な情報を提供するとともに、各種サービス利用にあたっての助言・指導を行います。	介護福祉課
136	発達についての個別相談	発達に不安や悩みを抱えている方に対し、県発達障害者支援センターと連携し個別相談を行います。	介護福祉課

No.	取組名称	内容	担当課・機関
137	心理発達相談事業	心理発達相談員による個別相談を実施し、幼児の発達状況を確認し、今後の関わり方についての指導を行います。	健康増進課
		教育相談として、臨床心理士による個別相談を実施し、子どもの発達状況を確認し、今後の関わり方についての指導を行います。	教育総務課
138	チルドレンケアカウンセラー派遣事業【新規】	子どもとその家庭等を対象に、より身近な保育園・こども園・幼稚園に心理担当職員を派遣し、子どもや保護者等の心理的側面からのケア等に対する助言等を行います。	こども未来課 保育園 こども園等
139	発達相談外来【新規】	ことば、発達、行動等発達に不安や悩みを抱えている乳幼児期から思春期までの子どもを対象に、発達相談と診断を行います。	宇陀市立病院
140	訪問診療【新規】	医療的ケア児（人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引など、日常生活で恒常的に医療ケアが必要な児童）が安心して在宅療養ができるよう、訪問診療を行います。	宇陀市立病院

（４）療育・特別支援教育の充実

専門職による相談や指導、関係者の理解促進や日中活動の場の提供などを通じて、特別な支援を必要とする子どもの健全な発育を支援する体制の充実に取り組みます。

▼取組事業

No.	取組名称	内容	担当課・機関
141	プチこあら教室	生命の尊さに気づき、自分自身を大切にするとともに、人の気持ちを思いやる心を育み、お互いを大切にし合う態度や行動を育成します。	介護福祉課 社会福祉協議会
142	教育相談（心理）通級指導教室「ほほえみ」「ひだまり」	臨床心理士による発達相談を行います。また、通常の学級に在籍しているが特別な教育的支援が必要な児童に対し、実情に応じて通級による指導を行います。	教育総務課
143	特別支援教育事業	特別な支援を必要とする幼児の受け入れ体制を充実させるとともに、職員の幼児理解のための研修の充実に取り組みます。学校、療育関係機関と連携を図りながら、子どもの育ちを支援します。	教育総務課
144	重症心身障害児（者）居場所づくり事業 【新規】	重症心身障害児（者）等の日中活動の場の確保するとともに、重症心身障害児（者）等を日常的に介護している家族の精神的及び身体的負担の軽減を図ることを目的に、日中の預かりサービス及び入浴サービスを提供します。	介護福祉課

第５章　子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

１　教育・保育提供区域

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することが求められます。

本市では、基本として、中学校区単位を教育・保育提供区域とし、市民ニーズや各事業の利便性等において区域の拡大や縮小が必要となる場合には、一定の配慮をするものとします。

２　見込み量算出の基本的な考え方

各事業に対して定める「量の見込み」については、令和５年度に実施した就学前児童・小学生の子どもを持つ保護者を対象としたニーズ調査の結果と、本市の今後５年間の人口推計、各サービスの利用実績等を踏まえて算出しています。

3　児童人口の推計

計画期間（令和７年度～令和 11 年度）各年度における年齢別推計児童数は下記の通りです。

■本市の児童数の実績値と推計値（各年４月１日時点）

		実績値					推計値				
		令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９	令和 10	令和 11
就学前児童（人）	０歳	106	83	83	59	86	72	71	67	64	61
	１歳	118	112	91	85	64	86	73	73	69	65
	２歳	120	127	115	97	85	65	87	74	74	70
	３歳	156	128	130	117	97	85	65	87	74	74
	４歳	151	162	133	130	121	100	87	64	88	75
	５歳	174	155	165	134	132	123	102	87	64	89
	合計	825	767	717	622	585	531	485	452	433	434
就学児童（人）	６歳（小１）	167	173	157	166	138	133	124	103	87	64
	７歳（小２）	179	169	174	159	166	138	133	124	103	87
	８歳（小３）	183	180	168	175	160	168	139	134	125	104
	９歳（小４）	172	184	175	171	176	161	170	140	134	127
	10 歳（小５）	193	173	184	174	170	176	161	170	140	134
	11 歳（小６）	220	190	174	186	174	170	176	160	170	140
	合計	1,114	1,069	1,032	1,031	984	946	903	831	759	656
中学生以上（人）	12 歳	228	220	192	175	187	176	173	178	162	172
	13 歳	200	229	226	195	183	196	185	184	185	169
	14 歳	234	199	229	226	193	184	196	185	185	185
	15 歳	216	225	189	224	220	187	178	188	178	175
	16 歳	254	212	226	190	221	222	188	181	190	181
	17 歳	238	254	213	224	188	222	220	188	180	190
	合計	1,370	1,339	1,275	1,234	1,192	1,187	1,140	1,104	1,080	1,072

【人口推計の手法について】

将来人口の推計にあたっては、「コーホート変化率法」という手法を採用しています。コーホート変化率法とは、各コーホート（同年出生集団）の過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する手法です。

4　教育・保育給付事業・サービス量の見込み及び提供体制

（1）大宇陀区域

▼実施方針

令和６年４月現在で、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ認定こども園が１か所（大宇陀こども園）設置されています。計画期間中は、将来的な人口推計を基に算出した、量の見込みに対応できるよう保育士を確保しつつ、大宇陀こども園にて未就学児の教育・保育を提供します。

①教育（１号認定）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	20	17	16	15	16
②確保方策						
認定こども園	人	20	17	16	15	16
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

②保育（２号認定）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	37	30	29	27	29
②確保方策						
認定こども園	人	37	30	29	27	29
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

③保育（３号認定０歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	3	3	2	2	2
②確保方策						
認定こども園	人	3	3	2	2	2
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

④保育（３号認定１歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	8	7	7	6	6
②確保方策						
認定こども園	人	8	7	7	6	6
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

⑤保育（３号認定２歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	9	12	10	10	10
②確保方策						
認定こども園	人	9	12	10	10	10
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

（２）菟田野区域

▼実施方針

令和６年４月現在で、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ認定こども園が１か所（菟田野こども園）設置されています。計画期間中は、将来的な人口推計を基に算出した、量の見込みに対応できるよう保育士を確保しつつ、菟田野こども園にて未就学児の教育・保育を提供します。

①教育（１号認定）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	18	15	14	14	14
②確保方策						
認定こども園	人	18	15	14	14	14
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

②保育（２号認定）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	18	14	14	13	14
②確保方策						
認定こども園	人	18	14	14	13	14
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

③保育（３号認定０歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	3	3	2	2	2
②確保方策						
認定こども園	人	3	3	2	2	2
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

④保育（３号認定１歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	12	10	10	10	9
②確保方策						
認定こども園	人	12	10	10	10	9
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

⑤保育（３号認定２歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	5	6	5	5	5
②確保方策						
認定こども園	人	5	6	5	5	5
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

（３）榛原区域

▼実施方針

令和６年４月現在で、公立幼稚園が２か所（榛原幼稚園、榛原東幼稚園）、公立保育園が１か所（榛原北保育園）、私立保育園が１か所（しらゆり保育園）設置されています。令和８年４月には、公立幼稚園２か所と公立保育園を集約した榛原こども園の開設を目指しています。計画期間中は、将来的な人口推計を基に算出した、量の見込みに対応できるよう保育士を確保しつつ、上記施設にて未就学児の教育・保育を提供します。

①教育（１号認定）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	53	44	42	39	42
②確保方策						
幼稚園	人	53				
認定こども園	人		44	42	39	42
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

②保育（２号認定）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	132	109	102	97	102
②確保方策						
保育園	人	132	58	54	52	54
認定こども園	人		51	48	45	48
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

③保育（３号認定０歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	17	17	16	15	14
②確保方策						
保育園	人	17	11	10	10	9
認定こども園	人		6	6	5	5
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

④保育（３号認定１歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	34	28	28	27	26
②確保方策						
保育園	人	34	21	21	20	19
認定こども園	人		7	7	7	7
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

⑤保育（３号認定２歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	24	32	27	27	25
②確保方策						
保育園	人	24	21	18	18	17
認定こども園	人		11	9	9	8
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

※　統廃合後の旧施設の有効な利活用に向け検討していきます。

※　将来的な人口減少を視野に入れ、学校適正化と連携し、保護者、子どもの意見を聞きながら就学前施設の配置についても中長期的な検討を行います。

（４）室生区域

▼実施方針

令和６年４月現在で、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ認定こども園が１か所（室生こども園）設置されています。計画期間中は、将来的な人口推計を基に算出した、量の見込みに対応できるよう保育士を確保しつつ、室生こども園にて未就学児の教育・保育を提供します。

①教育（１号認定）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	8	6	5	5	5
②確保方策						
認定こども園	人	8	6	5	5	5
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

②保育（２号認定）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	17	15	13	13	13
②確保方策						
認定こども園	人	17	15	13	13	13
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

③保育（３号認定０歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	2	2	3	3	3
②確保方策						
認定こども園	人	2	2	3	3	3
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

④保育（３号認定１歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	5	5	5	4	4
②確保方策						
認定こども園	人	5	5	5	4	4
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

⑤保育（３号認定２歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	4	6	6	6	5
②確保方策						
認定こども園	人	4	6	6	6	5
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

（５）全市

①教育（１号認定）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	99	82	77	73	77
②確保方策						
幼稚園	人	53				
認定こども園	人	46	82	77	73	77
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

②保育（２号認定）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	204	168	158	150	158
②確保方策						
保育園	人	132	58	54	52	54
認定こども園	人	72	110	104	98	104
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

③保育（３号認定０歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	25	25	23	22	21
②確保方策						
保育園	人	17	11	10	10	9
認定こども園	人	8	14	13	12	12
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

④保育（３号認定１歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	59	50	50	47	45
②確保方策						
保育園	人	34	21	21	20	19
認定こども園	人	25	29	29	27	26
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

⑤保育（３号認定２歳）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人	42	56	48	48	45
②確保方策						
保育園	人	24	21	18	18	17
認定こども園	人	18	35	30	30	28
地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
過不足（②－①）						
不足分	人	0	0	0	0	0

▼確保の方策

○こども園の整備・拡充に伴い、新たに必要となる保育・幼児教育の人材を確保するために、引き続き本市も「採用」と「定着」の両面の支援に取り組みます。

○採用については、保育士養成施設の学生、潜在保育士、資格取得者に対し、本市保育施設への就職につながる、学生ボランティアの積極的な受け入れ等の取り組みを継続します。

○定着については、保育士が働きやすい職場環境の構築、保育士のやりがいや職の魅力向上、施設長や中堅職員に対する人材育成研修の充実、処遇の改善、宿舎借り上げ支援などを総合的に進めていきます。

5　乳児等通園支援制度の量の見込み及び提供体制

▼事業概要

０歳６か月から満３歳未満で未就園の乳児または幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

▼実施方針

出生数は減少傾向にありますが、就労率は上昇しており、保育所入所者数は増加傾向にあります。そのため、乳児等通園支援制度の利用を希望する乳幼児数は少ないと見込んでいます。
しかし、より交流の機会は減少し集団での遊びや生活を体験するニーズは高まると想定されるため、令和８年度から市内４か所の認定こども園で実施体制を整える予定です。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
必要定員数	人／月	6	6	4	4	4
②確保方策						
必要定員数	人／月	6	6	4	4	4
過不足（②－①）						
必要定員数	人／月	0	0	0	0	0

▼確保の方策

提供区域ごとの確保の方策は次の通りとします。

提供区域	提供施設	確保の方策
大宇陀区域	大宇陀こども園	R8 年度２人　R9 年度以降１人枠を確保予定
菟田野区域	菟田野こども園	R8 年度２人　R9 年度以降１人枠を確保予定
榛原区域	榛原こども園（仮称）	R9 年度以降１人枠を確保予定
室生区域	室生こども園	R8 年度２人　R9 年度以降１人枠を確保予定

6　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制

（1）利用者支援事業

▼事業概要

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育園での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、また、妊娠期においても保健師等の専門的な相談支援が受けられるよう、情報提供・相談支援を行います。「基本型・特定型」「こども家庭センター型」のほか、身近な場所で相談ができる「地域子育て相談機関」、支援を必要とする妊産婦を伴走的に支援する「妊婦等包括相談支援事業」があります。

▼実施方針

○身近な場所に設置することにより、情報提供・相談支援等に加えて、予防的な効果も期待されることから、基本型・特定型を３か所、地域子育て相談機関を新たに開設される榛原こども園も含め市内４か所に設置します。
○すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的な相談支援を行うこども家庭センター型は、令和６年４月１日より市役所内に設置しましたが、令和８年４月より、新設する施設で実施する予定です。
○妊婦等包括相談支援事業は、出産前・出産後の２回の面談を基本として実施します。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
基本型・特定型	か所	3	3	3	3	3
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	か所	3	4	4	4	4
妊婦等包括相談支援事業	のべ回	144	142	134	128	122
②確保方策						
基本型・特定型	か所	3	3	3	3	3
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	か所	3	4	4	4	4
妊婦等包括相談支援事業	のべ回	144	142	134	128	122

▼確保の方策

以下の通りの提供体制を維持し、必要となる見込み量を確保できるようにします。

利用者支援事業	提供機関	相談の対象
基本型・特定型	子育て支援センター	子育て・入園等に関する相談
	介護福祉課（官民連携により委託実施を検討）	支援を必要とする世帯（主に障がいに関する相談支援）
	社会福祉法人大和育成園 宇陀ほっとスペースつどい	支援を必要とする世帯（養育環境等に関する相談支援）
こども家庭センター型	こども家庭センター	妊娠・出産・育児等の母子保健相談 子育て・養育全般
妊婦等包括相談支援事業	こども家庭センター	母子保健相談
地域子育て相談機関	大宇陀こども園	子育て・入園等に関する相談
	菟田野こども園	
	室生こども園	
	R8～榛原こども園	

※就学期以降の相談機関は 42 ページに掲載しています。

（２）延長保育事業

▼事業概要

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間（7：30～18：30）を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。現状、公立保育施設では事業を実施しておらず、私立保育園１園のみで実施しています。

▼実施方針

○見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
利用人数	人	77	70	65	62	63
②確保方策						
利用人数	人	77	70	65	62	63

▼確保の方策

提供区域ごとの確保の方策は次の通りとします。

単位：人

提供区域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	提供施設	確保の方策
大宇陀区域	10	9	9	8	8	私立保育園で対応	私立保育園及びファミリー・サポート・センター事業にて対応
菟田野区域	10	9	9	8	8		
榛原区域	50	45	42	40	41		
室生区域	7	7	5	6	6		

（3）放課後児童健全育成事業

▼事業概要

小学校に就学している児童であって、保護者が就労等により昼間家庭にいない方に、放課後等に学校の余裕教室を利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

▼実施方針

○見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

※　将来的な人口減少を視野に入れ、学校適正化と連携し、保護者、子どもの意見を聞きながら学童保育施設の配置についても中長期的な検討を行います。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
小学１年生	人	74	71	61	53	40
小学２年生	人	67	67	64	55	48
小学３年生	人	53	46	45	44	38
小学４年生	人	52	57	48	48	47
小学５年生	人	17	16	18	15	15
小学６年生	人	22	24	22	25	21
利用人数（合計）	人	285	281	258	240	209
②確保方策						
定員	人	300	300	300	300	300

▼確保の方策

提供区域ごとの確保の方策は次の通りとします。　　上段：低学年・下段：高学年、単位：人

提供区域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	提供施設	確保の方策
大宇陀区域	36	34	31	28	23	大宇陀小学校学童保育室で実施	現状維持で対応
	18	19	17	17	16		
菟田野区域	34	32	30	26	22	菟田野小学校学童保育室で実施	
	15	16	14	14	13		
榛原区域	108	103	95	85	70	榛原小学校、榛原西小学校、榛原東小学校、しらゆり保育園学童保育室で実施	
	51	54	49	49	46		
室生区域	16	15	14	13	11	室生小学校学童保育で実施	
	7	8	8	8	8		

（４）子育て短期支援事業

▼事業概要

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児疲れや育児不安等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

▼実施方針

○見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備するため、県内児童養護施設、県外母子生活支援施設（母子ともに利用可能）との委託契約により、受け入れ可能な施設を増やせるように整備します。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
利用人数	人	6	6	6	5	5
②確保方策						
ショートステイ	人	5	5	5	4	4
トワイライトステイ	人	1	1	1	1	1

▼確保の方策

提供区域ごとの確保の方策は次の通りとします。

上段：ショートステイ・下段：トワイライトステイ、単位：人

提供区域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	確保の方策
大宇陀区域	1	1	1	1	1	対応可能施設の増加を目指す
	1	1	1	1	1	
菟田野区域	1	1	1	1	1	
	0	0	0	0	0	
榛原区域	2	2	2	2	2	
	0	0	0	0	0	
室生区域	1	1	1	0	0	
	0	0	0	0	0	

（５）乳児家庭全戸訪問事業

▼事業概要

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

▼実施方針

〇今後見込まれる新生児について、全件対応を進めていきます。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
実施人数	人	72	71	67	64	61
②確保方策						
実施人数	人	72	71	67	64	61

（6）養育支援訪問事業

▼事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

▼実施方針

○乳児家庭全戸訪問事業とそこからつながる養育支援訪問事業の十分な実施体制を確保します。
また、養育支援訪問事業の中核機関となる要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります（子どもを守る地域ネットワーク事業）。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
実施人数	人	22	20	19	18	18
②確保方策						
実施人数	人	22	20	19	18	18

（6-1）子育て世帯訪問支援事業

▼事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

▼実施方針

○各地域に拠点となる事業所を確保し、全地域の家庭にサービスが提供できる体制を整えます。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
利用日数	日	72	72	72	72	72
②確保方策						
利用日数	日	72	72	72	72	72

（6-2）児童育成支援拠点事業

▼事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、多様な支援を行うほか、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなどの個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図る事業です。

▼実施方針

○社会福祉法人大和育成園「宇陀ほっとスペースつどい」に委託し、定員を 20 名に定めて運営します。送迎を行うことで市内全地域の家庭を支援できる体制を整えます。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
実施人数	人	20	19	18	17	16
②確保方策						
実施人数	人	20	19	18	17	16

（6-3）親子関係形成支援事業

▼事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるほか、子どもを育てるだけでなく、親自身も子どもから学び成長していくための「親育ち」ができるよう支援を行う事業です。

▼実施方針

○広域で実施される親子関係形成支援事業に、市が保護者の参加費用を負担する形で実施します。参加希望人数が増えるようであれば市が主体となって実施します。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
実施人数	人	0	0	2	3	3
②確保方策						
実施人数	人	0	0	2	3	3

（７）地域子育て支援拠点事業

▼事業概要

核家族化や地域のつながりの希薄化に伴って家庭や地域の子育て機能が低下したことや、子育て中の保護者の孤独感・不安感・負担感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てに関する相談、情報の提供、助言などの支援を行います。

▼実施方針

○身近な場所に設置するため、おおむね提供区域（中学校区）に１か所を基本に設置します。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
利用人数	のべ人	5,575	5,775	5,350	5,175	4,900
②確保方策						
利用人数	のべ人	5,575	5,775	5,350	5,175	4,900
か所数	か所	11	11	11	11	11

▼確保の方策

提供区域ごとの確保の方策は次の通りとします。

単位：のべ人

提供区域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	提供施設	確保の方策
大宇陀区域	1,413	1,464	1,356	1,312	1,242	子育て支援センター（『つどいの広場』という出前保育を実施）	大宇陀こども園にて実施
菟田野区域	118	122	113	109	104	子育て支援センター（『つどいの広場』という出前保育を実施）	菟田野こども園にて実施
榛原区域	3,612	3,742	3,466	3,353	3,175	子育て支援センター（『すくすく教室』という親子教室を実施）	R8～こども家庭センターで実施
室生区域	432	447	415	401	379	子育て支援センター（『つどいの広場』という出前保育を実施）	室生こども園にて実施

（８）一時預かり事業

▼事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園（所）、認定こども園等、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

▼実施方針

〇利用者の希望に応じて対応できる体制の確保に努めます。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
預かり保育	のべ人	2,789	2,310	2,169	2,056	2,169
預かり保育以外	のべ人	691	706	650	630	596
②確保方策						
預かり保育	のべ人	2,789	2,310	2,169	2,056	2,169
預かり保育以外	のべ人	691	706	650	630	596

▼確保の方策

提供区域ごとの確保の方策は次の通りとします。

上段：預かり保育・下段：預かり保育以外、単位：のべ人

提供区域	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	確保の方策
大宇陀区域	659	546	512	486	512	各幼稚園・認定こども園またはファミリー・サポート・センター事業にて対応
	148	151	139	135	127	
菟田野区域	184	152	143	136	143	
	45	46	42	41	39	
榛原区域	1,880	1,557	1,462	1,386	1,462	
	373	381	351	340	322	
室生区域	66	55	52	48	52	
	125	128	118	114	108	

（9）病児・病後児保育事業

▼事業概要

病気や病気回復期の病児や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

▼実施方針

○現状、大宇陀こども園「りすぐみ」の１園で病後児保育事業を継続実施していますが、ニーズに対応できるよう令和８年４月開設予定の榛原こども園においても病後児保育室を開設する予定です。
○宇陀市立病院と連携し、病児保育にも対応できる提供体制を整備します。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
病後児対応型	のべ人	21	16	15	14	14
病児対応型	のべ人	0	3	3	3	3
②確保方策						
病後児対応型	のべ人	21	16	15	14	14
病児対応型	のべ人	0	3	3	3	3

（10）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

▼事業概要

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦等の育児サポートを依頼したい方を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、支援をしたい子育て経験者等との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

▼実施方針

〇利用動向を見極めながら、ニーズに対応できる提供体制を確保します。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
就学前児童利用人数	のべ人	45	41	39	37	37
就学児童利用人数	のべ人	66	63	58	53	46
②確保方策						
就学前児童利用人数	のべ人	45	41	39	37	37
就学児童利用人数	のべ人	66	63	58	53	46

（11）妊婦健康診査

▼事業概要

妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査（医学的検査を含む）にかかる費用のうち一定の額を公費で負担するものです。

▼実施方針

○妊娠届の早期提出や妊婦健診の大切さの啓発を行うとともに、健診をすべて受診しない傾向にある多子世帯や外国人家庭等へ受診について働きかけを行っていきます。また、見込まれる利用量に対応できる提供体制を整備します。（０歳児の推計より抽出）

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
受診人数	人	115	114	107	103	98
受診回数	のべ回	920	912	856	824	784
②確保方策						
受診人数	人	115	114	107	103	98
受診回数	のべ回	920	912	856	824	784

（12）産後ケア事業

▼事業概要

出産後１年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通うデイサービス型（通所型）、助産師等が家庭訪問するアウトリーチ型（居宅訪問型）があります。

▼実施方針

○宿泊型やデイサービス型、アウトリーチ型をそれぞれ適切に提供できる体制を確保し、産後のケアが必要な母子へのきめ細かなサポートを提供します。

区分	単位	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み						
利用人数	人	30	30	30	30	30
②確保方策						
宿泊型	人	5	5	5	5	5
デイサービス型	人	10	10	10	10	10
アウトリーチ型	人	15	15	15	15	15

（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業

▼事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品に要する費用または行事への参加に要する費用等について負担軽減を図るため助成する事業です。

▼実施方針

○国の動向を見極めながら、教育・保育施設と連携し対象者への実費徴収に係る補足給付を実施します。

（14）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

▼事業概要

新たに開設された施設や事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であるため、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置または運営を促進する事業です。

▼実施方針

○新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

第６章　計画の推進に向けて

１　計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するほか、「宇陀市子ども・子育て会議」において施策の実施状況について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、第５章の「子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に生かしていくものとします。

本計画の進行管理のイメージ

○本計画の策定

○施策を展開する

○施策を点検・評価する

○計画内容等の見直し

○新たに計画を策定

２　国・県等との連携と広域調整

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

また、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携して推進するとともに、県を通じ、事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

資料編

1　宇陀市子ども・子育て会議条例

制定：平成 25 年６月 25 日条例第 13 号
改正：令和５年３月 27 日条例第４号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、宇陀市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
（組織）
第２条　子ども・子育て会議の委員は、20 人以内をもって組織し、法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
（委員の任期）
第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第４条　子ども・子育て会議に、会長及び副会長をそれぞれ１人置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し子ども・子育て会議を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。
２　会議の議長は、会長がこれにあたる。
３　子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
５　会長は、必要に応じ子ども・子育て会議に、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（庶務）
第６条　子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。
（委任）
第７条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則
（施行期日）
１　この条例は、平成 25 年７月１日から施行する。
（宇陀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
２　宇陀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年宇陀市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成 27 年条例第１８号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年３月 27 日条例第４号）
この条例は、令和５年４月１日から施行する。

2　宇陀市子ども・子育て会議委員名簿

（1）令和５年度

（順不同）

区分	氏名	所属及び役職等
学識経験者	上野　博美	奈良文化女子短期大学元学長
学識経験者	福岡　和美	元宇陀市指導主事
公共的団体等	冨田　英一	宇陀市連合自治会　会長
公共的団体等	西田　外美江	宇陀市民生児童委員連合会　主任児童委員代表
公共的団体等	岸本　留美	菟田野こども園　育友会代表
公共的団体等	井戸　克昌	榛原北保育園　ＰＴＡ代表
公共的団体等	田仲　将記	榛原幼稚園　ＰＴＡ代表
市民団体	菊岡　基益	ＵＤＡミニバスケットボールスクール代表
市民団体	橋本　道雄	こども食堂　ときわぎキッチン代表
その他	仲村　悦江	ファミリーサポーター
市民団体	岩本　綾野	なら中和自閉症スペクトラム児の親の会　にじいろ　代表
民間事業所	吉田　玲子	ＮＰＯ法人学童クラブうだ代表
民間事業所	田中　裕理	社会福祉法人はなぶさ福祉会　しらゆり保育園　園長
民間事業所	廣瀬　朋	特定非営利活動法人　アクティブセンターうだ理事長
民間事業所	岡田　悟	大和育成園　園長
民間事業所	辻本　春美	にじいろこあら所長
教育保育関係	山田　知治	榛原小学校　校長
教育保育関係	太田　千佳子	大宇陀こども園　園長
教育保育関係	駒井　多恵子	子育て支援センター　所長
その他	松井　加奈	公募委員

（2）令和６年度

（順不同）

区分	氏名	所属及び役職等
学識経験者	上野　博美	奈良文化女子短期大学元学長
学識経験者	福岡　和美	元宇陀市指導主事
公共的団体等	前川　亮	宇陀市連合自治会　会長
公共的団体等	西田　外美江	宇陀市民生児童委員連合会　主任児童委員代表
公共的団体等	東田　育美	室生こども園　ＰＴＡ代表
公共的団体等	西峯　光明	しらゆり保育園　ＰＴＡ代表
公共的団体等	菊山　智史	榛原東幼稚園　ＰＴＡ代表
市民団体	菊岡　基益	ＵＤＡミニバスケットボールスクール代表
市民団体	奥田　博	こども食堂　みんなの居場所・雲の上食堂代表
その他	仲村　悦江	ファミリーサポーター
民間事業所	吉田　玲子	ＮＰＯ法人学童クラブうだ代表
民間事業所	小峠　清子	ＮＰＯ法人大和の心を育む会　代表
民間事業所	田中　裕理	社会福祉法人はなぶさ福祉会　しらゆり保育園　園長
民間事業所	奥田　真由	特定非営利活動法人　アクティブセンターうだ副理事長
民間事業所	岡田　悟	大和育成園　園長
民間事業所	辻本　春美	にじいろこあら所長
教育保育関係	梅田　良佳	榛原東小学校　校長
教育保育関係	久保　真紀子	菟田野こども園　園長
教育保育関係	駒井　多恵子	子育て支援センター　所長
その他	石橋　茜	公募委員

3　策定過程

時期	内容
令和５年 11 月	・第 20 回子ども・子育て会議の開催 【議題】 ・策定概要の説明 ・アンケートの設問の説明・検討
令和６年１月 17 日～ １月 31 日	・市民アンケート調査の実施
令和６年５月 22 日～ ６月６日	・子ども対象アンケート調査の実施
令和６年７月 13 日	・ワークショップの開催
令和６年８月 30 日	・第 21 回子ども・子育て会議の開催 【議題】 ・計画の概要の説明 ・策定スケジュールの説明 ・骨子案の説明・検討 ・基本理念の検討
令和６年 12 月 18 日	・第 22 回子ども・子育て会議の開催 【議題】 ・計画素案の説明・検討
令和６年 12 月 27 日～ 令和７年１月 31 日	・パブリックコメントの実施
令和７年２月 14 日 （資料送付日）	・第 23 回子ども・子育て会議の開催（書面開催） 【議題】 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画案の承認

第３期宇陀市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和７年３月
編集：宇陀市　健康福祉部　こども未来課
〒633-0292　宇陀市榛原下井足 17 番地の 3
電話番号：0745-82-2236　ファックス：0745-82-3900

奈良県　宇陀市